

第百七十七回国
会

参議院農林水産委員会會議録第二号

平成二十三年三月二十四日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

一川 保夫君

三月二十四日

辞任

金子 恵美君
藤原 良信君

補欠選任

藤原 良信君

補欠選任

牧山ひろえ君
一川 保夫君

出席者は左のとおり。

委員長

主 演

了 君

委員

岩 本

大河原雅子君

野村 哲郎君

山 田

俊 男 君

一 川

保 夫 君

郡 司

彰 君

外 山

斎 君

徳 永

エリ君

牧山ひろえ君

松浦 大悟君

加治屋義人君

鶴保 庸介君

長谷川 岳君

福岡 資麿君

横山 信一君

柴田 巧君

紙 智子君

衆議院議員

修正案提出者

佐々木隆博君

第八部

農林水産委員会會議録第二号 平成二十三年三月二十四日【参議院】

國務大臣

農林水産大臣

鹿野 道彦君

副大臣

農林水産副大臣

篠原 孝君

農林水産副大臣

筒井 信隆君

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

小林 正夫君

農林水産大臣政務官

田名部匡代君

事務局長

常任委員会専門員

稲熊 利和君

政府参考人

内閣府行政刷新会議事務局規

制・制度改革担

当事務局局長

文部科学大臣官

房審議官

加藤 重治君

文部科学大臣官

房審議官

加藤 善一君

文部科学省研究

開発局長

藤本 完治君

厚生労働省医業

食品局食品安全

部長

梅田 勝君

資源エネルギー

庁原子力安全・

保安院審議官

中村幸一郎君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(平成二十三年年度の農林水産行政の基本施策に

関する件)

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

○委員長(主演了君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、金子恵美君が委員を辞任され、その補欠として牧山ひろえ君が選任されました。

○委員長(主演了君) 議事に先立ち、一言申し上げます。

この度の東北地方太平洋沖地震により、甚大な被害がもたらされました。尊い人命を失いましたことは誠に痛ましい限りでございます。犠牲者の御遺族に対し哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

ここに、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

どうぞ御起立を願います。黙禱。

(総員起立、黙禱)

○委員長(主演了君) 黙禱を終わります。御着席ください。

○委員長(主演了君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府行政刷新会議事務局規制・制度改革担当事務局局長松山健士君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(主演了君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(主演了君) 農林水産に関する調査を議題とし、平成二十三年年度の農林水産行政の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山田俊男君 自由民主党の山田俊男であります。

東日本の巨大地震並びに津波におきますお亡くなりになった方々に対しまして心から御冥福を申し上げますとともに、ともかく被災された皆さんに対しまして心からお見舞いを申し上げます次第であります。

ところで、地震並びに津波災害も物すごいわけでありましたが、同時に、東京電力の原発がもたらした不安が大変な影響を持っておりますことをやはり我々として心配せざるを得ないところであります。

大臣、この農畜産物の汚染の問題については、一義的には厚生労働省が暫定値を設けて、そしてそれに対しまして、原子力災害対策特別措置法に基づきまして原子力災害対策本部が出荷制限等の措置を行うということになっておりますが、農水省は現場を一番よく存じているわけでありま

す。それぞれの作物がどういう形で栽培されているか、いつ、どんな形で出荷状態にあるかということも承知しているわけでありまして、是非、各省と連携を持った取組が必要というふうに考えますが、農林省はこの点についてどんな取組をされておられるのか、お聞きしたいと存じます。

○國務大臣(鹿野道彦君) 今、山田委員からの御指摘の件につきましては、関係省庁としっかりと連携を取って、現場の実態というものの、現状というものを正確に情報収集して、そして今後の対策に万全を期してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○山田俊男君 大臣、よろしく願います。

ともかく、風評被害はもうなかなか避けられないのかもしれないんです。しかし、これに対する対策は、ともかくしっかり丁寧な多くの作物について検査を実施して、その検査の結果をそれぞれそ

迅速に公表する。また、公表すると同時に、これ基準値を超過したものはもちろんそれぞれ措置されるわけでありすけれども、基準値を超えていないものについてもこれもしっかりと公表するということが、やはり風評被害を防ぐ一番の対策でなかろうかというふうに思うところであります。

ともかく、信頼を勝ち得る取組を全庁を挙げて実施してもらいたいということを本場に切に願うところでありますが、今大臣からしっかりと連携してやるよということでありましたが、改めまして大臣のそこについての心構えを聞きたいというふうに思います。

○国務大臣(鹿野道彦) 想像を絶するような今日のこの大震災、そしてそれにおけるところの原発の事故というふうなことにおけるところの被害というふうなもの等々、今日、大変、最もこれに對してどう取り組んでいくか、重要な課題である、こういう認識を持っております。

そういう意味におきまして、関係省庁としっかりと連携を取りながら、現場、実質的に農業にいらしていただいております人たちの現場、現状、そして卸売市場なり小売の状況というふうなものも踏まえながら、的確なる情報を収集して、そしてそれに対してどう対処していくか、重ねて関係省庁とも連携を取って、できるだけ努力をしてまいりたいと思っております。

○山田俊男君 大変多くの課題を、鹿野大臣、抱えておられるわけで、背負っておられるわけでありますが、ともかくこの危機をしっかりと乗り切っていただきたい、切に期待すると同時に頑張ってください、こうお願いするところであります。

補償を一体どういう形で考えるのか。これは単に、今から、原発が起つて汚染で大変心配しているときにどうということなんだというふうにおっしゃるかもしれませんが、しかし本場に、こうして遠隔に離れて住まわざるを得ない、自分の家族も被害に遭って、かつ亡くなつてというこの心の苦しみの中で更にまたこうした汚染の問題を

それぞれ抱えるというのは、もう大変なことなんです。よりの確に、こんな形でちゃんと責任を持つて補償するんだぞということが必要なんです。それは当たり前です。天災、地震はいつ起こるか分からないから全部それかぶらなきゃいかぬといったって、それじゃ、この原発の問題は自然災害と同じようにこれは全部責任をおつかぶれというのは到底無理であります。やはり、この地震に伴います原発の汚染に伴います被害については全面的に補償するということを明らかにして掛からないと、これもまた問題の解決につながらないというふうに思うところであります。

補償の基準はどんなふうにお考えんですか、これは文部科学省ですかね、お聞きします。

○政府参考人(藤木完治君) お答え申し上げます。

今回の地震により発生いたしました福島第一原子力発電所における事故に関しましては、現在、東京電力、政府関係機関、全力を挙げてこの収束に向けて努力しているところと承知しております。

しかし、今回の原子力発電所の事故によりまして損害が生じております。この原子力の損害につきまして、その賠償に関する法律、これがございまして、この原子力損害の賠償に関する法律に基づきまして、事故との相当因果関係が認められるものについては、確実、適切な賠償を行われることになるというふうに考えております。

先ほど先生御言及のありました風評被害等に関しまして、このような事故との相当因果関係があるものないもの、峻別することが必要ではございまして、この関係に照らして判断することになるものと考えております。

先生お話しこの判断をどのようにやっていくのかということでございますけれども、この原子力損害の賠償につきましても、事故との相当因果関係が認められるものにつきまして、被害者とそれから原子力事業者である東京電力との間で適切な賠償を行うことになる、すなわち、原子力損害

賠償法によつて一義的に原子力事業者である東京電力が賠償責任を負うということになるわけでございますけれども、この賠償が円滑に進められるよう、法律に基づきまして、文部科学省に今回の事故に対応するための原子力損害紛争審査会を設置することを考えております。

この審査会におきましては、今回の事故で生じる多様な損害の態様が出てくると思います。この態様を踏まえまして、原子力損害の範囲の判定等の指針を策定することが法律上の審査会の任務となつておりますので、今回の事故における相当因果関係の判断、考え方につきましては、この指針に基づき判断されることになるかと考えております。

いずれにしても、被害者保護の観点から万全の賠償がなされますよう、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○山田俊男君 相当の因果関係にあるものについては対象にするというお話をお聞きして、かつ、しかしそれは、因果関係についてはきちつと峻別いたしますか、本場に因果関係があるかどうかというのを峻別しますよということでありまして、れど、例えば自粛をしたという者、特に出荷自粛をしたという者等については、これは対象になるんですか。

○政府参考人(藤木完治君) 先ほど申し上げさせていただきましたとおり、今回の相当因果関係に照らして判断することになると思ひますが、私どもも、原子力損害が起るというのは十一年前のジェー・シー・オーの事故を経験しておりますので、そういった経験も踏まえて、まさにあれは茨城県で、今回も起つております地域でありますけれども、茨城県で起りました事故でございまして、そういった経験も踏まえて判断していくことになるだろうと考えております。

○山田俊男君 風評被害はどんなふうにやりますか。要は、基準値はちゃんとクリアしていた。ところが、出荷したんだけど戻された、ないしは、売れなかつたから戻されたとか、そういう事態が当然のこと生ずると思うんですね。これらについてはどんなふうにかえたらいいんですか。

○政府参考人(藤木完治君) 風評被害につきましては先ほどちよつと触れさせていただきました。風評被害は、事実に基づくもの、基づかないもの、多々あると思います。今回、この原子力損害の賠償に関する法律のスキームにおきましては、一概にこれを否定することはないわけでありまして、けれども、あくまで相当因果関係があるかないかという判断を個別にしていく。その判断の指針はこれから、先ほどの原子力損害賠償審査会において判定の指針を作っていくということになります。それに基づいて万全の対処をしてまいりたいと思っております。

○山田俊男君 これは訴訟になるというふうに考えてもいいんですか。例えば、因果関係について峻別するといった場合、おっしゃる通りに審査会がありまして、審査会として一定の指針を出しますよ。それにしても、これは訴訟になる可能性はあるんですか。

○政府参考人(藤木完治君) この当事者、すなわち原子力事業者である東京電力と被害者との間で見解の相違が、この指針があるにもかかわらず更に起つた場合についての御質問だと思います。その場合には、まず第一には、この原子力損害賠償紛争審査会において和解の仲介という機能を持つております。まずそこで議論されることになるだろうと思ひます。しかし、それでもなおかつ解決しない場合におきましては、司法裁判の判断を仰ぐということがあると考えられます。

前回のジェー・シー・オーの事故の際にも、最終的に裁判まで行われた例がございました。したがって、先生御指摘のとおり、最終的には裁判になるという可能性がございまして、○山田俊男君 ジェー・シー・オーの事故の様子を見てみますと、あれは基本的に三日間で収束したんですかね。しかし、それにしまして、損害賠償を含めまして種々の訴訟が生じたわけでは

ね。半年でおおよそ九〇%については和解も含めまして決着、しかし、あと十年間掛かって最終的には決着ということですね。十年も掛かることになるわけです。

こういうこともあり得るというふうに今想定して審査会なり指針のありようを定めていくというふうにお考えですか。

○政府参考人(藤木完治君) 先生まさに御指摘のとおり、当時、約七千件近くの案件がございましたけれども、そのうち十一件につきましては裁判になり、御指摘のとおり、最後の裁判が終結したのが昨年だったと記憶しております。

したがって、できるだけそういう長く掛かる係争が起らないように、しっかりとした指針を定めてまいりたいというふうに考えております。

○山田俊男君 これは、御案内のとおり、ジェー・シー・オーに比べましても、規模も何もかも、それから責任の度合いからしましても、これはもちろん東電もそうですが、同時にまた、この巨大な災害に伴いますこうした責任、無過失責任につきましても、ちゃんと国が責任を持つということがあるわけですね。とすると、この部分についての国がちゃんと役割を果たすということについて、もっと明確にして掛かる必要があるんじゃないですか。これはいかがですか。

○政府参考人(藤木完治君) 原子力損害賠償法におきましては、原子力事業者である東京電力に責任が集中され、かつ無過失責任、かつ無限責任という体系になっております。しかしながら、国は東京電力がこの責任を全うできるようにしっかりと支援していくという役割があると思います。

この法律自体が、事故を起こしました東京電力にしっかりと一定の額まできちっとお金払えるような国との契約をまずしておきまして、それを上回る額につきましても政府がしっかりと援助していくという法律の規定もございます。したがって、今回、未曾有の大きな事故でありますから、これに対応していくために、東京電力だけではなくて、国もしっかりとこれを支えていくというこ

とが大事だというふうに思っております。

○山田俊男君 どういう内容の、どういう構成の審査会になるんだということについてはこれからですか。いつ考え方を示しになるんですか。

○政府参考人(藤木完治君) 審査会は個別の原子力の事故ごとに設置されるということでありまして、これについては今早々に準備を進めていくところで、なるべく早く設置してまいりたいと思っております。

その構成につきましては、法令で既にどういう方を選ぶということが決まっております。一つはお医者さんの方ですね、それからもう一つは法律の方、そしてあとは原子力に詳しい方、そういった方々から構成されるということが法令によつて定められておりますので、それに従いまして現在どのような構成にするか検討している、至急検討しているところでございます。

○山田俊男君 どうぞ、より公平に的確に判断できる人を選んでいただいて、そしてしっかりとの方針が作られる。その方針も、基本的には東電と、それと、それを支える国の役割といたしまして、責任を明確にして、そして指針を出していくということをやつてもらいたいというところを切に願います。

ところで、これは農林水産省なのかどうかというところでありますけれども、訴訟にやつぱりなつていくと、こういう形で指針が出たにしても訴訟になつていくということであれば、それぞれの自主的な生産者や部会や、ないしはJAや、そうした取組においてよりの確に、どういう圃場条件下でどういう栽培でどういう検査を行つて、出荷を行つて、そこをやはりちゃんと調べておかなきゃいかぬということだと思ふんです。それから、そのことをきつちり事前に指導しておかなきゃいかぬ、こんなふうに思ふ。もちろん国の役割ありますが、それは当然のこと、生産者、生産団体の役割でもあらうかというふうに思ふますが、その点、滞りなく指導してもらいたい

と思ひますが、その点、いかがですか。

○副大臣(篠原孝君) 今回のこの原子力発電所の事故が発生した後、先ほど大臣がお答えになりましたとおりでございます。厚生労働省それから原子力安全委員会、文部科学省その他協議を重ねてまいりました。その結果ですけれども、既にいろいろな手は打つてございまして、今、山田委員御指摘の生産方法、それから防御方法、それについては既に各県に通達を出しております。

○山田俊男君 どうぞ、そのことをしっかりとやって、そしてちゃんとこういう形で適切に生産、出荷したということが分かつて、そして責任の所在が分かるようにしておいてもらいたいというふうに思ひますから、よろしく御指導してもらいたいというふうに思ひます。

さて、土壌と海水についても検査がなされているということ、その結果がそれぞれ公表されたというわけですね。当然、被害ないしは汚染がこういう地域にも起きているよ、ここにも起きているよということについては、これはもう事実を知らしめるためにはやむを得ないということだと思ふんですが、これは一体どういう、誰がどんな基準でこの検査を行つていらっしゃるんですか。これはどちらですか、文部科学省ですか。

○政府参考人(加藤重治君) お答え申し上げます。

委員御指摘の土壌や海水の放射性物質の調査でございますけれども、こういったものにつきましては、内閣府の原子力安全委員会の方で指針を定めてございまして、その中では、現在の福島第一原子力発電所のような原子力緊急事態が出ている状況下でのモニタリングにつきましても、その目的としては、避難、飲食物摂取制限などの放射線防護対策に必要な情報を収集したり、また、原子力施設に起因する放射性物質又は放射線の周辺住民などへの影響の評価に資するといった目的で行うということが定められております。また、その手法につきましても、こういった試料を取つて、またその試料を取る際にもこういった点に着目して取る

のかというようにことも定められているわけでございます。

そういった指針を踏まえまして、文部科学省を始めとしたしまして、各省庁がそれぞれの行政目的に必要なモニタリング活動を行つてるところでございます。

○山田俊男君 そういう形で調査がなされるということなんだろうというふうには思ひますが、こういう趣旨でこんな形でちゃんとやつていられるということ、それからこんな方法でやつていられることも適時適切に公表してもらつて、何かばらばらいろいろ出でくるよみたいなことが本当にいいのかどうかと心配ありますので、どうぞ的確に、まさに的確にやつてほしいというふうに言えないんですが、やつていただきたいと思ひます。

さて、建物や人命それから農地や、様々な被害が出るところであります。農協や漁協なんかも、これは当然のこと被害に遭つていられるわけがあります。総会を開催の準備をしていたところもあるれば、大きな被害があつて総会も開催できないという事態も当然出てきているわけでありまして。農協や漁協が果たしている役割は、まあ言うまでもないわけですが、こうした災害に当たつても、また大きなこの地域の協同の取組が大きいというふうに伝えられてきます。

経営の継続が図れるような措置を講じておかなきゃいかぬ事例もあるやに伝わつてまいるわけでありまして、どうぞこの点についても、特別な法律が必要なのかどうか、ないしは関係方面と十分協議の上、滞りがないようにしていかなくやいかぬというふうにご考慮しておりますが、この点、誰かどこかで検討をされていると思うんですが、いかがですか。

○副大臣(篠原孝君) 今回の地震は、東北地方全般にわたつて大災害を引き起こしております。山田委員、今触れられましたけれども、農協、漁協、特に漁協等は海岸べりにあります。壊滅的な打撃を受けているという点では同じなので

はないかと思っております。

現在までのところでございますけれども、我々はまだその被害の全容を把握しておりません。国の機関等文分部局等もありますので、そちらを通じて情報を収集しております。沿岸の市町村も、市町村の建物が、そもそも役場、市役所等が全部流されてしまっていますので、被害の状況が分からない状況でございます。ですから、今していることは、食料の支援、それから災害復旧に当たってどういったことが必要かというようなこと、こういったことに全力で取り組んでおります。

しかし、農協、漁協の地域経済社会に及ぼす影響、役割というのが非常に大きなことを我々承知しておりますので、全体の災害の復旧の過程におきまして特別手厚い措置を講じていかなければならないんだと思っております。全体の災害復旧のプランの中でどういうふうに取り組みかというのを検討してまいりたいと思っております。

○山田俊男 是非よろしく願います。

それから、大変な人命が失われたわけでありまして、さらに各種施設も大変な被害です。同時に、またいろんな、車やその他のものにつきましても大変な被害です。

これらの被害について、民間の生命保険会社、損害保険会社もちゃんと対策を講じますよと、契約どおり措置しますよというふうに報道しているところがあります。

この被害に遭った地域は、御案内のとおり、漁村地帯であり、かつ農村の地域であります。とりわけ、東北の岩手、宮城、それから福島、この地域は農業者も大変多い、漁業者も大変多い。同時に、農協の組織率も大変高いわけでありまして。生命共済に加入もされています。さらには、建更と言われます農協共済独特の火災、地震等に対しまして共済の仕組みも契約率が全国に比べまして非常に高い、それほどちゃんとした協同の取組もなされていたことだというふうに思います。心配なのは、これだけの被害が多いわけでありまして、ちゃんと査定をやること、それから相談に

もしつかり乗ること、物すごい大きなことです。これはもう元々J A共済は取り組んでいるというところでありますけれども、監督官庁としても、しつかりこれは指導していただきたいというふうに思います。

同時に、この農協共済独特の建更という仕組み、相当な契約があるというふうに思いますけれども、しつかり払えるんでしょうね。これはどんなふう聞いておられるんですか。払えるというふうにJ A共済は言っておりますから心配ないんでしょうが、これは監督官庁としてもしつかり聞いておられるというふうに思いますが、どんな様子ですか。

○国務大臣(鹿野道彦) 今回の震災によりまして建物等の被害規模につきましては、被災状況の調査が今進められておるところでございますけれども、建物更生共済の今お話にございました支払の財源といたしましては、当年度の共済掛金やあるいは異常危険準備金や海外の保険への再保険などによりまして十分な支払能力というものが確保されておるものと、このように承知をいたしております。問題はないと、このように思っております。

農林水産省といたしましても、被災者の方々に對する共済金の支払ができる限り早期に確実に行われるように必要な指導を行ってまいりたいと思っております。

○山田俊男 大臣にそう言っていたわけですから、全国の被災の関係者も本当に安心してくれるというふうに思います。どうぞしつかり監督して指導して、そして支払ができるようにやらせていただきたい、こんなふうに思います。同時に、漁業の方で漁船の被害も当然物すごく多いわけですね。漁船の保険についてもこれは対策が本当に講じられるのかどうかという点については心配の声が上がっております。この点についてはいかがですか。もしも支払対策できないよというところであれば、国としてもどんな、何らかの形でやはり応援を考えなきゃいかぬのかもしれないん

です。その点についてもお聞きします。

○国務大臣(鹿野道彦) 詳細な被害額につきましては、漁船の保険組合や漁業共済組合におきまして今損害評価が行われているところでございまして、これまでも、これまでに入ってきた情報を見ますと、相当程度の保険金、共済金の支払が必要になると、こういうふうにお考えおるところでございます。

そういう中で、実情、実態というものをきちつと把握しながらどう対処していくべきか、これからは関係省庁とももちろん関係のあることが出てくると思っております。私ども、実態をまず把握しながら、漁業の再生というふうなものに向けてどう対処すべきかということも踏まえながらこれから検討をまいりたいと思っております。

○山田俊男 どうぞ漁業の再生に向けて、これは大臣、しつかり取り組んでいただきたい、こんなふうにお願ひする次第であります。

さて、大臣所信を我々はお聞きしたわけでありまして、災害発生の前日に所信表明を聞いたわけでも、十日に聞いたわけでもありません。その後、十一日に大災害があったわけですから、さらにまた、原発の問題もそれに引き続いて生じたということであります。これ、被害の行方が今後物すごく心配であります。同時に、大臣、所信でしかるべく取組をきちつとおっしゃったわけでありまして、被害に対する対策、復興対策であつたり、さらには原発の汚染問題であつたり、それから場合によつたらあれだけの破壊がなされた村や町をどんなふうにつくり替えていくか、場合によつたら新しい村づくりも必要になるかもしれないんですね。

こうしたことについて、大臣、所信に対してこれとこれとこれはこんなふうにつけ加えていかなきゃいかぬぞというものはあるはずなんです。それはどうぞ今考えられているのであれば明らかにしてもらいたいというふうに思います。

○国務大臣(鹿野道彦) 今、山田委員から御指摘のとおり、想像を絶する今回の大震災における

被害であります。そういう中で、過般、農林水産省の方から田名部政務官も視察に参りまして、岩手県の漁業、漁村の実態というものを目で確かめてきた、そしていろいろと現場の人たちの御意見も聞いてきているところでございますけれども、今のお話のとおり、漁村そのものがもうなくなっているというふうな状況の中でこれをどう再生していくか。まさしく今回被災に遭われた漁業地帯というものは我が国を代表する、まさしく誇り得る漁業地帯でもあるわけございまして、何としてもそういう意味では再生をさせなきゃならない、こういうふうな私自身認識に立っておりますのでございます。

そういう中で、まだどういう実態、実情というものの把握し切れないところもございまして、まさしくこれからの、この被害に遭った、被災に遭われた人たちの意欲というふうなものをどうやって、これから漁業に頑張るんだという気持ちを持つてもらふかということも含めて、しつかりとしたこれからの漁業、漁村の再生というものの在り方を検討していかなくやなりませんし、また農地におきましても相当なやほり被害を受けておると、こういうふうなことも承知をいたしておるわけでありまして。

そういう中で、東北地域におけるところの大変重要な食料基地としての農業の地帯というものの再生においても、もちろん今までは考えられないような被災に遭っているわけでありまして、そういうことも踏まえる中で、今後、我が国の農林水産業全体の再生の中で、今回被災に遭われた地域をどう立て直すかというふうなものは一体的に取り組んでいかなくやならない、このように考えておるところでございます。

○山田俊男 大臣、もう新しい発想で、そして大臣のその思いをきちつと具体化する、そのためにも復興予算、思い切つて作り直さなきゃいかぬのですよ。そのためにもう協力できるところは一緒に協力してやらなきゃいかぬというふうに思いますから、もう本当に決意を高く持つて、そして

お願いしたい、こんなふうに思います。

さて、この所信表明で高く評価できることももう一つありまして、というのは、この所信表明に、大臣、TPPという言葉はどこにも書いていないんです、どこにも書いていないことを高く評価しているわけでありまして、ところで、「包括的経済連携に関する基本方針に沿って経済連携を進めていく」と、これは書いてある。多分これは、オーストラリア等との経済連携についてはこれは進めるよというふうに書いてあるのかなと、こんなふうに思います。しかし、「その際、最も大事なことは、情報を国民に提供し、議論をしてもらい、関係者の理解を得ながら進めていくことでありまして」と書いてあるんです。このことが物すごく大事な点だというふうに思います。

開国開国というふうに叫んでおれば物事が進むという話じゃないわけだから、そういう面で大臣もこの精神で進めてもらいたいというふうに思うんですが、大臣、この六月までTPPについて参加の判断をするというのはいくらもありません。お聞きします。

○国務大臣(鹿野道彦) TPPについてはありませんねと、こういうようなお話をいただきましたけれども、基本的に、私自身といたしましては、今このような大震災に遭われた方々のこの被災地の皆様方に、避難されている方々に食料と水をしっかりと供給していく、この役目を果たすのが農林水産省にとって最も大事な役割だ、そして被災に遭われた方々の更なる復興に向けてどういう新しい漁業の在り方、また農業の在り方をつくっていくかというようなことに取り組んでいくのがこれまた大事な問題であると、こういう認識で、その供給、食料と水の供給と、復興、再生に向けてまず取り組むことが最優先課題だと私は認識をいたしておるところでございます。

○山田俊男 明らかなにはおっしゃいませんでし

たが、大臣のその決意、まさにこれに向けて全力を挙げましょうよ。是非それをお願いいたします。

さて、WTOのドーハ・ラウンドについては、多様な農業の共存を基本理念として、引き続き取り組んでまいりますというふうなされている部分も大変いいところでありまして、この理念を進めるといふことであれば、もうオーストラリアとのEPAにつきましてもこの精神を貫くということであると思いますが、これもその方向でいいですね。それとも、オーストラリアとのEPAももう今すぐ交渉を、第二回目の交渉をこんな形で進めるといふ形になかなかならぬだろうというふうに思うんですが、その点、いかがですか。

○国務大臣(鹿野道彦) このEPAの推進というものは昨年の秋の包括的経済連携に関する基本方針で決められたところでございますが、そういう中でオーストラリアとの交渉、EPAの推進におけるところの交渉も十か月ぶりに始めたところでございます。

そういう中で今回の大震災というふうなことがなつたわけでございますけれども、今、政府一体となつて震災対策に力を注いでいるところでございます。今後、外交交渉につきましても引き続き地道に、相手方もございますので、理解を得ながらどう進めていくかというふうなことを考えていく必要があるんじゃないかと思っております。そういう中で、政府全体としての取組でございますので、まず私自身といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、とにかく避難していらっしゃる方々に対しての安定した食料と水の供給と、それから被災地におけるところの復興というふうなものに全力を挙げて取り組んでいくというふうな考え方に立っておりますというところは申し上げさせていただきます。思います。

○山田俊男 まさに大臣のその決意についても大賛成でありますので、しっかりとやってまいりたい、私も野党ではありますが応援できるところは一生懸命に応援してやりたいと、こんなふうに思います。

続いて、米の価格形成について、これも大変心配でありまして、先物取引の試験上場の申請がなされていまして、そしてその判断を求められているはずであります。四月の上旬には判断せざるを得ないという局面が来るやに聞いているんですけれど、しかし、今もう三月のこの時点でありまして、一体、この判断をできないんじゃないですか。

といいますのは、今も大臣おっしゃいましたように、主要な米どころがああいう打撃を受けているところでありまして。来年度の二十三年産米の生産数量目標を改めてどうなふうに設定できるのか、そういうことも含めて考えていかざるを得ないはずなんです。農地も一体どれだけの形で破壊されているのか、それはいつどんな形で復興できるのかというふうに考えますと、この大きな変動の中で先物をやりますよという話にならないんだというふうに思いますが、大臣、この点についてはどうなふうにお考えですか。

○副大臣(篠原孝彦) 三月八日ですけれども、東京穀物商品取引所と関西の商品取引所の両方から米の先物取引の試験上場申請を受けております。今のところ、明日ですけれども、これを官報に公示する予定でございます。その後一か月以内、それから一か月以内、今四月上旬とおっしゃいましたけれども、今のところでは、ちよつと遅れておりますので七月下旬、そのころまでに認可の適否を決定する必要があります。

今は関係者の意見を聞いているところで、これから聞いていかなくちゃならないわけです。取引見込み量だとか、皆目見当も付きません。それから、生産、流通への影響等十分に精査して、商品取引法上のルールに従いまして認可の適否を判断していく予定でございます。

しかし、今、山田委員御指摘のとおり、大災害が起きてしまったと。農地がどのぐらい被害を受けているかというのをまだ完全には分かっておりません。今承知しているのは、津波でもって塩水

に洗われてしまった田畑が大体約二万ヘクタールございます。しかし、各地でパイプラインが壊れたとか水路が壊れたとか、これはまだ全く把握し切れておりません。今続々そういったことが分かつて、これは大変だということは今調査しつつあります。しかし、田植時期がだんだん近づいてきておりますし、二万ヘクタールではとても私は済まないんじゃないかと思っております。

そういうことで、地震の災害と米の取引、先物取引の上場というものの関係というものを、もうどのように関係してくるのか、これは結構今の、今というよりも長期的な問題でございますので、どのような因果関係があつてこれをどの程度考慮しなくちゃいけないということも含めまして、これから三か月の間にきちんと検討してまいりたいと思っております。

○山田俊男 私ちよつと勘違いしてまして、四月じゃなくて七月、六月ないしは七月ですね、はい。

心配なのは、現在、米の価格形成をちゃんとやる場所があるのかということと関係して、それが今十分なものだから先物取引の試験上場化みたいなことになつていて側面も私はあるんだというふうに思いますけれども、しかし、現行の現物取引だつたり相対取引であつたり、それをちゃんと成長、発展させていくというやり方もきちつとあるわけでありまして、それなのに先物でやらないかぬという話ではないはずなんです。言うなれば、先物にあるのは、価格の安定を図れるよというみない話の以前に、どうも投機的な資金が動きまわると、こんな印象を与えるわけです。まさに、今これだけの災害の下でみんな不安を抱えている中で、こんな投機に委ねますよみたいな印象を与えてしまふ、現にそういう側面もあるわけでありましてね。

こうしたものの実施に当たっては、よくよくよく考えた上でやはり進めるべきだというふうに思いますので、ちゃんと配慮していくべきだと、こんなふうに申し上げます。

続きまして、備蓄米についてであります。今、被災地に米が足りないよという声が相当程度あつたわけでありまして、ガソリン等の充実ができてくる中でだんだんだんだん輸送できるようになってきたという声も聞こえてきているわけでありまして、備蓄米を出す考えはおありなんでしょうか。それとも、今後、原発の動向いかんで大災害が起こるみたいな話になったらもうこの備蓄米は百万トンでも足りないわけでありまして、これは、備蓄米の運営について今どんなふうにお考えなんでしょうか。

○副大臣(篠原孝君) 今回の震災に伴う被災地の食料の供給につきましてですが、鹿野大臣の陣頭指揮の下、すぐ我々はこれに取り組みました。

どういった状況かというのは大体分かつております。ライフラインがもうパンクしたしまして、とても料理できる状況じゃないということで、おにぎり、弁当、パン、こういった調理をしなくて済むものから供給いたしました。大体ライフラインができ上がつてくると、今は炊き出しができるところまで来まして、精米を送っております。

備蓄でございますが、これは山田委員御承知のことと思います。玄米で備蓄されております。玄米ですと、送つても、あるいはこちらで搗精するからあちらで搗精する。あちらでは多分、被災地では搗精もできない、特に手間が掛かりますので、今のところ民間にあります在庫、これをフルに活用させていただきまして精米を送っております。

現在のところを見ますと、首都圏において、何とか、米不足は本当はないんですけれども、数人の消費者にそれが広がって、ちよつとずつ余計に買うという行為が多分あつたんだらうと思いますが、一時精米が消費したということがありますけれども、だんだんそれが解消されてきております。経産省にいろいろお願いいたしまして、大手の業者さん方にガソリンをきちんと優先

的に手当てしていただくというようなこともいたしました。

ですから、今のところ我々は政府の備蓄米を使うような必然性はないのかと思つており、もっと重要な場面、今、山田委員触れたような場面が生じたときに備蓄米を使つていくべきではないかと思つておりました。今のところ民間の備蓄で対応しているところでございます。

○山田俊男君 二十三年産米の播種前の備蓄米契約ということで進めておりますね、一定量、二十万トンについて。当然、これは罹災地のJA、被災地の農業者についても播種前の事前契約をやつていふと思うんですね。今後、一体、被災地の米の生産数量目標をどんな形で設定し直すのかということが必ず来ますので、これらのことをよく考えた上で、被災地に対する配慮、例えば、備蓄米で事前契約していただければ、これらについては主食用に転換するとか、こうしたこともあるというふうにも思ふんですね。こういうことをどこかで検討されていきますか。

○副大臣(篠原孝君) 今のところは、まず第一義的には被災地の皆さんに食料を提供する、届ける、これを第一にしております。二番目が復旧でございます。備蓄米のことにつきましては、今御指摘がありましたので、これを放出するかどうかというのは検討いたしました。それで、今のところそういう事態ではないということを承知しております。

二十三年度からは二十万トンの備蓄買上げしていかねばならないわけでございますけれども、その点についてまでまだ思いが至っておりません。その前にどれだけ作付けするかといふような議論を今中心にしております。二十万トンどうするかといふものについては、ただいまのところきつちとは検討はいたしていません。ですけど、いずれきちんとしていかなければならないことじゃないかと思ひます。先ほど申し上げましたように、二万ヘクタールは完全に塩水につかつております。それから、何万ヘク

タールが播種できないか、まだ見通し立たないところでございますので、それらを勘案した上で決めてまいりたいと思つております。

○山田俊男君 被災地の声をお聞きしますと、本当に破壊されてしまった、農地が破壊されてしまったところは、これはもう何年掛けてどんなふうにも復興するかといふことを国挙げて、大臣、やらないやいかぬのですが、一方で、近辺の圃場並びに隣の圃場なんかにおきまして、目に見えぬ限りは何の被害もないように見えるんですよ。ところが、もしもそこへ水を入れたら水が抜けたら、ないしは地割れができて、底が抜けていふことが心配されると言っているんです。それから、用排水路の水の流れもちゃんと完備しているかどうか分りません。

ですから、ここは、種もみの確保、今もうまさに早いところはそれをやらなきゃいかぬのです。そのために塩水選もやるわけです。塩水選やれば芽が出てくるわけですから、それを先にやつちゃうと、植えるときにもう実は水が抜けていたといふこともあり得るような圃場実態が隣県からも出てきているところがあります。だから、こうしたところを早急にやはり把握しまして、号令掛けてもらつて早急に把握して、同時に、必要を生産数量目標をどんなふうにも達成するかといふことをやっていただきたい、是非是非これもお願いしておきます。

それから、大臣、当然のこと、これは来年度の予算に絡む、復興予算をどんなふうにも準備するかといふことが今後の大きな大きな課題になります。とりわけ、ため池に相当するものが来ているんじゃないかという話も聞きます。この点も、土地改良それから農業農村整備の予算も大きく削られていふものですから、手の打ちようがないという心配が上がつてきております。こうした部分について忘れずに、それももう今から準備しなきゃいかぬ可能性があるんですよ。これらについて、どんな予定といいますか、考えておいでになりますか、お聞きします。

○国務大臣(鹿野道彦君) とにかく、この度のこの災害、大災害、どの程度の被害に遭つたかといふふうなことをきつと実情を把握するといふふうなことがまず第一だと思ひます。

そして、そういう中で生産にどういう形で影響を及ぼしていくかといふふうなことでありまして、このことに対してはきつと手を打つていかなくやります。また、これからの新しい、被災地の方々に、再生に向かつて、復旧復興に向かつてきつと取り組んでいただけるようなそういう体制もつくつていかなくやります。政府全体として、全体としてこの復興の手当てをどうするかといふふうなことを考えていかなくやらない。大きな視点に立つて、これからの我が国の三十年後、五十年後といふふうなものを見据えながら一面においては取り組んでいかなくやらない。そういう中で、じゃ、財政的にどういう措置を講じていくかといふふうなことも含めて考えていかなくやらないことではないかと、こんなふうにも思つていふところでございます。

○山田俊男君 大臣、大臣のその決意であります。米の戸別所得補償につきまして、これ本来は、大臣、法改正が必要だつたといふことであります。そうじゃないと、対象農家についても考え方が違ひます。さらに固定支払や、ないしは変動支払のお金の支払の仕方も、これは予算で実施している、対策で実施していることと、それと担い手経営安定のための交付金ですね、この現行の法律と趣旨が違ひなわけでありまして。何とか法改正をやつて、戸別所得補償の仕組みとの整合性を図つていくというのが、これは大臣、農林水産省の大きな課題だつたんでしょ。しかし、具体的事業実施を農家に図る、そのための予算措置も確保していくと、農業者に迷惑を掛けられない形で推進するといふことであれば、ここは目をつぶつて、本当に異例なんだろうといふふうに思ひますが、法律は先送りしたわけですね。結果的に、今こんな大災害が生じまして、大臣の判断が極めて的確だつたのかもしらぬといふ

うに思ったりもしているんですが、法律作つたはいいが身動きが付かない、予算は支出できない、農業者は物すごい困っているということになったかもしれないわけでありませうけれど。

要は、法改正が必要だったところをなしで推進してきたという実態があるところでありませう。

そのことは、食糧法についても同様なんです。集荷円滑化対策の取組を含めまして、法制度上、法の運用とそれと実態がずれてきています。生産調整の実施に当たっても考え方がずれてきた。それから、備蓄の運用に当たっても考え方が違ってきた。現行の食糧法の基本の場合によつたら改正も含めて必要だったということがありますが、これも、今こういう大災害を前にして、いや、違ふと。

国が一定の生産流通管理について命令を発して役割があるという食糧法の法律でもありますが、逆に言いますと、今後いろいろなことが生じましても、大臣、大臣の権限でしつかり国民に対する不安がない仕組みができていくのかということであれば、できているわけでありませうから、是非、先ほども言いました価格形成も、それから生産数量目標の設定の仕方にしても、それから備蓄のありようにしても、これらの運用につきましても、今までの取組にこだわらず前広に、しかし幅広く、これらの大災害の実態を前にしてしつかり検討してもらいたいというふうに思っているんです。

この点について、大臣のお考えをお聞きします。

○国務大臣(鹿野道彦) 今回の大災害によりまして、漁村、漁業、そして農業者、農地、まさしく考えられないような被害、このことに対して、これからの我が国の国民に対する農林水産物のいわゆる安定供給というふうなものがどうあるべきかというふうなことをやはり考えていかなきゃならない。そういう意味におきまして、今議員が指摘されたように、単なる個別的に取り組んでいけばいいのではないかとというような対処法ではとて

もこの困難な状況というものを乗り越えることができない。そういう意味では、政府全体として一体的に、この大災害に遭われた人たちに對する復旧復興というふうなものを大きな視点で考えながら取り組んでいく必要があるのではないかと、こういう認識に立っているわけでありませう。

そういう意味におきましては、私も農林水産省といたしましても、これからの新しい農業再生、漁業再生、林業再生、そういう中で食の供給というものをいかにして国民生活に對して安定的に供給していくことができるかという、そういう新たな役割、使命というふうなものをしつかりと意識をしながら、我が省政務三役また事務方一体となつて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○山田俊男 大変ありがとうございます。大臣の決意、よく分かりました。食と水の供給をこの困難な中でちゃんとやっていくと。ましてや、先ほど来ありましたT P Pの問題についても今はその時期じゃないと、もつと国を挙げた大事なこととをちゃんとやっていきたいという決意をお聞きしたわけでありまして、しつかりやっていただきたいと思ひます。

最後に、内閣府にお聞きしますが、規制・制度改革会議から、この規制見直し等とも関係しまして、指摘事項があつて、三月まで結論を出すという話にしていたんですが、これもこうした事態を前にして、ありませんか。これは確認しておきます。

○政府参考人(松山健士君) ただいま御質問のありました規制・制度改革に關します取りまとめでございますけれども、三月末を目指して各省庁と調整をさせていただいていたところでございます。しかしながら、地震の発災後でございますけれども、震災対応を最優先すべきということで、各省庁との調整は一時ストップをいたしております。しかしながら、既に各省庁と実質的に合意をいたしている項目も多数ございます。それらにつき

ましては、連舫担当大臣以下政務三役の御判断として四月に取りまとめをした上で、閣議決定をさせていただきたいというふうに考えております。残余のもの、すなわち、これから、各省とまだ合意ができておりません調整を要するもの、これにつきましても、しばし状況を十分に見させて

いただいて、各省庁と御相談ができるという状況になりましたらばそこで調整をさせていただいた上で改めて閣議決定をさせていただくと、そういう方針で取り組んでおります。

○山田俊男 終わります。ありがとうございます。頑張りましょう。

○鶴保庸介 自由民主党の鶴保庸介でございます。久しぶりの質問でございます。もう約一年ぐ

らいてなかつたかな、あした質問だということになつていろいろと考えておつたやさきに、実を言つとこの大災害になりました。したがつて、考えておつた質問事項は全部キャンセルすることにいたしました。したがつて、災害関連のことを主に御質問させていただきたいと思うんですが、その質問の前にちよつと御報告というか、これは後で委員長にもちよつと御意見を賜りたいと思うんですがね。

先ほど私は、この委員会に寄せていただく前に常任委員長懇談会というものがございまして、いわゆる参議院の常長懇、議長主宰の常長懇がありました。この時期に招集されるのですから何事かと行きましたら、議長がこういうふうにおつしやつた。参議院の議長が、以前からこの問題について様々な政府発表をちゃんと出しているのかと疑問に思ふようなことが大いにあると、したがつて、事前に官房長官に参議院議長として説明に来るように申入れをしたそうであります。しか

るに、官房長官は事もあるうに御断りをなさつたというふうに聞きました。これは、立法府の長が政府に對して説明を求めるといふことを断るということとは一体どういうことなのか。これは参議院、我々参議院議員全体として厳重に抗議

をしたいと思ひますし、委員長、主濱さんもうらつしやつたと思ひますから、委員長の御意見もちよつと賜りたいと思ひますが、どうぞ。

○委員長(主濱了君) これにつきましても、理事会で検討をさせていただきたいと思ひます。

○鶴保庸介 そういうことであります。少なくとも、我々参議院議員、立法府が求めるものについては真摯に對応、誠実に對応していただけるようにお願ひを申し上げておきたいというふうに思ひます。

そういういながら、様々な問題が複層的に出てきておりますから、なかなか一般の国民に満足のいく報告ができないという事情はしんしやくできないわけではもちろんありません。ありませんが、しかし、やつぱりここへ来て、もう少しかゆいところに手の届くような報告があつてもいいんじゃないか、あるいは説明の仕方があつてもいいんじゃないかという批判はいろいろ仄聞されるようになりました。

特に、先ほど山田議員の方からもお話がありましたけれども、農作物の放射能被害等々について、官房長官、テレビの前でいろいろ御報告なさるわけでありませうけれども、専門的、技術的なことになると答えられないと。これは当然のことなんです。もしそうならば、なぜその記者会見の隣に、専門的、技術的なことが答弁できるような方を横に置いておかないのか。あるいは、記者の質問にそれぞれ逐一的に、逐条的にお答えをされている場面があるのかどうかみたいなことも私たちは考えておかなければいけないんだというふうに思ひます。

農業問題に限つて言うならば、私のところによく、こういうことはどうなのと私に質問をされる方もいらつしやいます。そのことについて、今日は余り政府参考人の方々にお話をお伺いするよりは、まあこんな時期でもありますし、また質問の準備というものの時間も足りなかつた経緯もありまして、大臣あるいは副大臣に思ふところの所見を述べていただくという形で、これは不十分で

あつても構いません。我々政治家としての議論をさせていただきたいと思ひますから、そういう流れでお答えをいただければというふうに思ひます。

まず第一に、農作物について出荷表示が都道府県単位になつて、どこそこ県の何々、ホウレンソウは駄目であるとか、どこそこ県のものであれば出荷が停止されているというような報道がされております。これについて、もつときめ細かくやるべきなんではないかという声がすごく多いんですね。これらについて、現状、今どうなつておるのか、そしてまた、これからこういうふうにするべきではないかという思いがあれば、ちよつと御意見を賜りたいというふうに思ひますが。

○副大臣(篠原孝彦) 鶴保委員の御指摘、ごもつともだと思ひます。

今、現状を見ますと、国内の生鮮食料品については県名を明らかにすると、外国の場合は国名を明らかにするというところで表示義務を課しております。そういった関係がありまして、取りあへずは出荷制限も何々県、例えば福島県、ホウレンソウというような形で制限をしております。しかしながら、こういった状況で今後ベクレルの数値が下がつて基準値以下になつた場合は解除していかなければならぬわけですが、福島県が一番いい例だと思ひます。浜通りに原発がありますが、中通りというところがあります、それから会津若松と、多分福島県は三地区に分かれるのではないかと思ひます。気候条件も違いますし、大きな山があれば放射線を防いでくれるということがあります。解除に当たつてはそういった地域の実情も考へていかなければならない。したがつて、その延長線上で表示もある程度変えなければいけないというところがあるのではないかと思つております。

ただ、今の現状でも原則として、県の表示でございませうけれども、ポジティブに、前向きにその中の細かいところの表示をするというのは、それは禁止されておられません。そういったことがあり

ますので、今回の状況を考えた場合は、少なくとも解除していく場合は違つた方法もあるのではないかと今検討中でございます。

○鶴保廣介君 是非これを検討し、速やかに対処していただきたいというふうに思ひます。それからまた、今日我が党の部会の方でも指摘があつたわけでありませうけれども、いろいろ放射能汚染についての報道がなされる中で、一年間の間食べ続けたらとかというのがよく出てくるんですけれども、それ、どんな食べ方をしてもいいのとか、あるいは今日もちよつとお話がありましたが、キャベツだつたらキャベツの上二枚の葉っぱを取つて食べればほとんど問題ないよというのであれば、そういうふうにおつしやつていただくべきでありますし、水で洗つてこういうふうにするれば、本当はこういうふうな調理をすれば劇的に下がるから是非それを励行してくださいとか、当たり前のことですけれども、消費者の立場に立つた報道、報告の仕方というのがあつてしかるべきなんだろうと思ひます。

これらについて、細かく御記憶というか心に留めておかねばならず、御意見があれば是非それも、対処の方針も含めて御答弁いただければというふうに思ひます。

○大臣政務官(小林正夫君) 鶴保委員のおつしやるとおりだと思ひます。

厚生労働省としても、今日までのいろんな検査結果を基に極力国民の方に分かりやすく発信をしているつもりですけれども、今の御提言などを踏まえまして今後もしつかり国民に分かりやすい発信に努めていきたいと思ひます。

○鶴保廣介君 農作物だけではなく。当然のことながら、水産に関しても大きな影響がございませう。農作物の方は、はつきり言うところの産地ということがしつかりと、先ほど言いましたとおり、きめ細かく発表できれば、問題はないと言ひませうけれども、ある程度風評被害は避ける方策がある。しかし、水産の場合は、魚は動くものですから、どこそこ産といつてもそれがはつきり

りしたものではありませんし、その海水汚染がどれだけ蓄積をしてどこへ飛散するかなどというものは予測はできないものであります。だからこそ、今報道等でされておられる程度の情報では国民に大きな不安を与えることになりかねません。

これについて、現状の新聞報道等について御意見、それからまたこういう問題点があるというならば、こういう対処の仕方をこれから考へなければいけないということについて、大臣から御意見を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今委員から御指摘の件につきまして、福島県の海域におきましては地震、津波の被害が大変大きなものでありまして、福島県と宮城県及び岩手県の漁業者はもとより、他の漁業者も操業を当面再開する見込みはないと、こういうふうにご承知をいたしております。

そういう中で、福島県に隣接する海域におきまして操業を再開したいという意向のある茨城県及び千葉県、また、再開に当たりまして厚生労働省の通知に基づきまして暫定規制値に基づくモニタリングを行ひまして、漁獲物の安全性というもの、これを確認した上で操業を再開をしたいという、そういう方針でおるところでございます。

その際、農林水産省といたしましては、両県が行うモニタリング調査について、両県の要請に応じましてサンプリング方法などに対する助言なり協力を行ひたいと、こういうふうにご承知をしております。もう既に、海洋生物の放射能調査の知見を有する水産総合研究センターに對しましては、放射能分析に關して両県に協力するように依頼をいたしているところでございます。そういう意味で、要請があれば我が省といたしましては全面的に協力をしたいと思つておるところでございます。

○鶴保廣介君 大臣、今の御答弁は、要は、まだ農水省として定見的な知見は出していないけれども、厚生関係あるいはそういった食品をつかさど

るところから要請があり次第動く、こういう答弁ですか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 積極的に茨城県あるいは福島県、千葉県というふうな、そういうふうな中におきまして、特に茨城県と千葉県におきましては操業したいというふうな人たちが相当出てきておるということでございますので、その中でモニタリングをきちつとやつて、そして安全を確認した上で操業したいということでございますので、そういう中で、その調査につきましても農林水産省といたしましては全面的に協力をしたいといふと、このように考へておるところでございます。

○鶴保廣介君 現状、茨城県産であるかどうかなどというのは当然分らないわけですが、当然ね。これ、今揚がつてきている水揚げのものを、農産物と同様、これを暫定規制値を超えているかどうかの検査をされているのか、また、される用意があるのか、それについてはいかがですか。

○国務大臣(鹿野道彦君) まだ被災地の漁港、また漁業も再開されておらないわけでございますので、そういう中で具体的な操業開始、また漁港も機能がされるようになったというふうなことを踏まえた中でどういう対処方法があるかということもこれから、検討しておるところでございます。さらに関係の省庁とも、また都道府県とも連携を取りながら対応していきたいと思ひます。

○鶴保廣介君 それでは、被災地、茨城から福島、そして宮城、岩手というところ以外の漁港、水揚げ、それ以外のところの漁港から揚がつてきた水産物、これらについての検査をされる用意があるか、そしてまた、しているのかどうか、そのことについてはいかがですか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今御指摘の件につきましても、関係省庁ともどういう対応をすべきか検討してまいりたいと思ひます。消費者の方々には安心、安全な水産物がきちつと供給されているかどうかというふうなことをきちつと示していくこと

が非常に大事なことでございまして、今御指摘の点につきまして、今後関係省庁とも、重ねて申し上げますが、検討してまいりたいと思っております。

○鶴保廣介君 包み隠さずと言いたいところですが、暫定規制値なるものも、聞くところによりまして一年間同じものを食べ続けてとか、何かすごく曖昧な、大変現実的でないようなものもあって、一体暫定規制値って、規制値って何なんだという声も上がっております。それも含めての報告、発表を、冷静に対処していただくためにも農水省あるいは政府にはお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、水産庁、水産物にかかわる話で、これはほうつてはけないなと思つたものが、これは農産物でも一緒であります。韓国ではナマコあるいはイシダイといったようなものが輸入禁止をされているというような報道がなされております。また、EU等々でも勧告を出して、日本の農産物等々は、農水産物については原則規制を掛けるべきではないかと、輸入規制を掛けるべきではないかというような勧告が出ている。これは報道のことであります。事もあろうに、国によつては観葉植物、非食品の観葉植物等にも規制が掛かっているというようなことまで言われるようになってまいりました。

今まさに日本の国の食が、これほど安全であったと神話にもなりつた日本の食の安全が脅かされつつあるわけでありまして。ここでハンドリングを間違えると、大臣、本当にここでハンドリングを間違えてしまつた日本の安全基準というのは一体何だったんだと信用を一気に失いかねない。私はそれほどの危機感を持つべきだということに思います。

そういう意味では、本当に安全宣言なるものをどこかのタイミングで速やかに出すべき必要があると思ひますし、そのための知見を今すぐにでもためておくべきことだろうというふうに思ひます。が、外国での検疫について、周知徹底はなさつて

おられるというような話ではありますけれども、取組について大臣の御所見を賜りたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) まず、今お話のありました水産物、我が国の水産物というのは本当に安全、安心だという評価もいただいております。が、この度のこの大震災後におきましてまさしく風評被害等々が出てきておると、こんなようなことも承知をいたしておるわけでございますけれども、まずこのような事態を防いでいくためには、何よりも正確なる情報というふうなものを消費者の方々そして加工流通業者の人たちへ提供することが最も大事なことで、こういうふうにしていただくことも、すなわち、少しづつでも、ちよつとしたことでもきちつと情報があれば情報を提供していくというふうなことによつて、この安全性に関する情報というふうなものが関係者の方々、消費者も含めて関係者の方々に行き渡るということになることがまさしく安全性につながっていくものとは、そういう意味であらゆる情報というものを、的確なる情報をいかにして把握してそれを提供していくかというふうなことにこれからも努めてまいりたいと思つております。

○鶴保廣介君 外国の検疫ですから、検疫というか、その規制についてこちらからこじ開けてでもというわけにはなかなかないんだろと思ひます。しかし、それについての理解を深めていくためにも、こちらからのアピールあるいは説明というものがしつかりしていなければなりません。残念ながら、仄聞するところによりますと、外国人に対する記者発表で日本語の文章で発表したというふうな報道まで、これ農水省かどうか知りませんが、が、あつたというふうにも聞いております。その辺り、ちゃんとやつていただきたいというふうに思ひます。

その上で、日本の規制値がしかるべきものであるというところを理解をしてもらつた上で、しっかりと海外に向けて我が省の、我が省という我が

国のものが安全である、あるいは、なければ、もしうしばらくの間は、知見がたまるまでは輸出を自主規制をするというふうなぐらいのことがあつても私はいいんではないかというふうに思ひますので、よろしく対処をお願いをいたしたいというふうに思ひます。

ただ、そこで、今日の常長懇の中でもお話がありました。原子力保安院の院長さんに議長の方から、議長というか、居並ぶ委員長の中からも御質問があつたわけでありまして。もしもこの原発問題、これ駄目であつた場合、駄目というのは大きな被害がもしも出た場合、大きな被害が出るようなことになつた場合の避難や、あるいはその避難をさせるためのシミュレーションといったものがあつたかというふうなことに聞いたときに、これはもう皆さんの是非御記憶にとどめておいていただきたいと思ひます。信じられないことに原子力保安院は、まだ議論をしておりますというお話でありました。

まあ、もちろんこれは平場の議論の場でありましてから全てをつまびらかにすることは無理にしても、大臣はその件についてどういう所感をもちになるか、そしてまた、農水省として様々な問題がこれから起きてきたときのためのシミュレーションをしているか否かについて、あるいはするんだというこの決意を含めて、御所見を述べていただきたいというふうに思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 考えられないような今回の大災害というふうなことを考えたときに、このことによつてどういふ状況の事態が、事象が訪れるかというふうなことにつきましては、私も農水省省といたしましても、ある程度のところを想定をしていかなきゃならないというふうなところの中で今取り組んでおるところでございます。今私どもから具体的にどういふことを出させていただく段階ではございませんけれども、あらゆることを想定してやつていかなきゃならないというところは御指摘のとおりだと思つて、そのような認識に基づいて私どももあらゆる努力をし

ていきたいと思つております。

○鶴保廣介君 先ほど大臣おつしやいましたとおり、いや、私が申し上げたのかな、全量輸出自主規制のようなものも考えなければいけないときもあるかもしれない。考えたくなひ話でありますけれども、そういうことこのロードマップもこれは別ルートでひそかに立てておくべき必要が政府内であるんではないかと、これは農水省だけではもちろんありませんが、そんな気もいたしております。いたずらに不安をおおるようなことになつてはいけませんから、これについていろいろこのことをつまびらかにしろと言つてもいいと思いますが、そのことについての方針だけは問いただしておきたかつたわけでありまして。

さて、こうした政府の報告あるいは情報公開にやはり少し問題があるんだというようなことは懸念されるところでありますけれども、それよりも、それよりも終わつてからの復興についてのファイナンスの問題でありますとか、計画の問題についてはもつと不安がよぎつてまいります。私のところにも様々な、今後どうなるのかという話の中に、特に幾つかちよつとポイントを絞つて御質問させていただきますと思ひます。

先ほど山田議員の方からありました農協の建物更生共済、建更と言われるやつであります。これは、もうこれは風評被害になつてゐるんじゃないかなと思つて、はつきり申し上げて損保、生保の会社、民間の会社は間違ひなくと言ひますよ、一〇〇%、間違ひなく建更については、これはもたないだろうというふうな言つてはばからない方が多いわけでありまして。それを、さつき山田さんの質問にお答えになつた政府のお答えは、まあ大丈夫でしょうというふうなお答えです。これ、余りゆるがせにすると全てに掛かつてくるんですね。こう言うやうですけれども、さつきの食品安全の話でもそうですけれども、政府の発表というものは信用の置けないものだということになりかねません。特にこのファイナンスの問題

は、もう結果はすぐに出るのは明らかですから、ちゃんと、正しかったか正しくなかったかということが結果として出てきますから、しっかりとその辺を踏まえて御答弁を賜りたいわけでありま

す。建物更生共済保険の仕組み、あるいはそのことを踏まえての現状、そしてこれからの認識について、もう一度ちゃんとしたお答えをいただければというふうに思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) J Aの建物更生共済は、火災ばかりでなく地震等の自然災害により建物や家財に損害が生じた場合に、これを補填する共済として多くの農協組合に利用されていると、こういうことでございます。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、今回の震災による建物等の被害等につきましても被災状況の調査が進められているところでございまして、建物更生共済の支払財源といたしましては、当年度の共済掛金や異常危険準備金や海外の保険への再保険などによりまして十分な支払能力が確保されており問題がないと、このように考えておるところでございます。

農林水産省といたしまして、被災者の方々に對する共済金の支払ができるだけ早期に確実に行われるよう、これからの必要に応じて指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○鶴保廣介君 建更は、ちよつとさつき仕組みについて、もうはしょつていただいたように感じは受けましたけれども、まあ言つてみれば、乱暴な言い方に聞こえたら失礼をお許しをいただきたいと思ふんですけれども、要は建物について、地震保険に入つていなくても、津波災害、あるいは地震を起因とするような津波災害で建物が潰れましてたというようなものについてはやはり保険でちゃんと手当てをしようというふうなものが入つておるから、民間の方が言うんですよ、民間の地震保険のように自分たちが掛金をわざわざ払つていふようなものと違つて、建更自体で建物のようなものにちゃんとした保険を、保険手だてを受け

ざるを得ない。ですから、このように大きな災害で全ての集落がなくなつてしまつたというような場合は、とてもじゃないけどもたないんじゃないのかと、これ誰が見てもそういうふうにおつしやるわけでありま

す。大臣、正直なことを言つて、そうであるならば、ファイナンスも含めて、これは政府としてしつかりと、ちゃんと予算要求をすることもあり得るんだということをおつしやつていただいた方が私は賢明だと思ひますが、もう一度、大臣お答えいただけますか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今、私から答弁させていただきますと、十分に支払能力が確保されておると、このように考えておるところでございますけれども、言わば今回は被害状況というふうなものがまだ確かな把握というところに至つておりません。万が一どういふ状況になるかというふうなことにつきましても、その時点であらゆる対応の仕方を私どもは考えていかなければならないと思つております。

○鶴保廣介君 これは建更、農協共済のその建更のみを私は挙げたわけではありせん。後に言ひます漁船保険や漁業共済、これについて、もう余り時間ありませんから詳しくはちよつと申し述べませんが、同じことが言えるんですよ。漁船保険なんかの場合も、保険の対象価値というものが残存価値のみであるから、一般に言われていることですよ、その漁業者にとつてみて残存価値、漁船保険や漁業共済で守られている保険というものは残存価値であるから、船舶の古いものなぞというものはその船舶のその価値の限りにおいてしか守つてくれない。すなわち、復興だということになつて、政府あるいは漁協から保険が下りてくるということになつたとしても、新しい船を買つてどこかそこそこの三割、四割というふうなものの価値じゃないとお金が下りてこないんだ。これはもうまことしやかにみんなが思つていふわけですよ。その結果どうなつていふか。もうお聞きになつておられると思ひますが、もうこれを機会

に、いい機会だから、俺も年取つたしやめようというふうな話になつちやつていふわけですね。大体がそうだと思います。

こういうことについて、しつかり私たちが手だてを打つんだということを政府が発言をしてくれるかどうかというのは、私たちも、もちろん野党ではありますけれども、協力をさせていただくということを申し上げていふわけでありま

す。是非このところはしつかりとアナウンスをしていただきたいというふうに思ひます。先ほどちよつと山田さんの御質問の中の御答弁で氣になつたことは、大臣が様々な漁船保険や漁業共済についての被害状況の実態を踏まえてそれにちよつとおこたえをしていくという御答弁があつたわけでありま

すけれども、その実態が、なかなかこれ、もう釈迦に説法だと思ひますが、難しいです。これ、踏まえるつたつて、どれだけのものなのか、もう全くつかみどころがないような今しつちやかめつちやかな状況になつていふんではないかというふうに思ひます。

○副大臣(篠原孝君) 被害状況とか意識調査というところまでまだ行つておりませんで、我々が承知しているのは、岩手、宮城を中心、福島も入るわけでございますけれども、漁船が約二万隻、ほとんど壊滅的な打撃を受けて使えないと。それから、漁港二百六十三港、これが瓦れきあるいは漁船の残骸等で埋められて使えないといったことでございまして、建物とかそれから養殖施設も壊滅的な打撃を受けていふと、こういった状況でして、幾らかどうかと、それから再開の意思があるかどうかというところまではとも立ち至つておりません。調査もまだそんなところまでは、調査をする段階にはなつていないと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 私は、今委員御指摘のとおり、実情、実態というものをそう簡単に把握できるかといへば、確かなかなか困難な点があると思ひますが、そういう中で、じゃ、これからのこの地域の再生なり復興復興というものをどう考えるかという場合、短期的にまず何からやるべきか、あるいはまた中期的に、長期的にどうあるべきかというふうなことで最優先して取り

組むのは何か、こういうようなことを一つ一つ選択をしながら取り組んでいく必要があるんではないかと自分に言い聞かせながら、今後のこの復興復興に對しての取組をしていきたいと、こんなふうと考えているところでござい

ます。○鶴保廣介君 うまく大臣、言いづらいところをちよつとかわしておられるようなところもありま

これは閣僚の一人として是非お伺いしておきたいことがあるのは、復興です。この地域はもう丸ごと集落がなくなつてしまつたわけでありませう。じゃ、そこへ新たな復興計画を、復旧計画をいいますけれども、私は復旧では駄目だと思つてゐるんですね。復旧というのは旧を復することでありますから、そのままの周りの状況に戻せばいいんだと。しかし、戻したところで、人心は荒廃をし、恐らくはもういいよと、新たに船買つてやるなんというのはいよいよという感じがもう圧倒的に多いんだらうと。

とするならば、どうやって復興するんだという辺りは、これは政治が、皆さんの出てくる御意見を束ねながらというボトムアップを待つてゐるのではなくて、復興計画を、こういうふうにやりませんかと。これは出していけないと、もうなし崩し的にこの地域の集落は消滅してしまふというふうには思ひます。

これについて、大臣がどれほどの危機感をお持ちであるか、そしてまたどういふことをお考えになつておられるか、これは現在言える限りで構いませんから、御意見、御所見を賜ればなというふうに思ひます。

○国務大臣 鹿野道彦君 今後の復興につきましては、政府全体としての取組という中で、一つの枠組みがつけられる中で計画的な形で取り組んでいくということになると思ひますが、今の時点で、私個人といたしましては、どうやって復興していくかというふうなことにつきましては、当然その漁業者なり農業者なり、そういう方々の、実際に被災に遭われた方々の意見を集約していく、あるいは都道府県の考え方というふうなもの、市町村の考え方というふうなものを吸収していくということも大事なことでありますけれども、基本的には、国としてどういふ位置付けをしていくのか、国家プロジェクトとしてやっていくんだというふうな、そういう大局的な見地に立つて今回のこの再生、復興に向けて取り組んでいくことが最も大切なことではないかと、そういう考え方に

立つておるところでございます。

○鶴保廣介君 大臣、もう一度聞きます。この地域の人は、恐らくもう一度、旧に復するといふ形で漁船漁業やりなさいと言われても、多分今のところであれば戦意喪失してゐるんだと思ひます。先ほど山田議員の御質問にもありましたとおり、農地ももう海水につかつちやつて、もう一回農業やれつていつたつて、あと二年、あるいは下手すれば二年、三年は農地が使い物にならないという状況。目立つた産業が大変失礼ながらあるように私は思ひません。私の和歌山県なんかの田舎を見れば限りでもそうだと思います。地方というのはみんな疲弊をしてゐる。

そんなところがたくさんある中で、復興です、復旧ではなくて復興といふものについて危機感を持つておやりのいただきますといふことをもう一度大臣、その辺りを答弁いただけますか。

○国務大臣 鹿野道彦君 一つ事例を挙げさせていただきますと、漁業におきましては、もう船が八十隻、漁船が八十隻あつたうちもう数隻残り残つていないというふうな今日の状況、ある地域におけるところの実態、実情といふものを踏まえますと、漁業者個人個人で何とか立ち上がつてくたさいといつてもなかなか困難な状況に遭遇してゐるのではないかと、こんなふうには思ひながら、漁村、漁業者全体が一体となつて協力し合つてやつていくような仕組みをつくつていくというふうなことも含めながら、これからのこの漁業者なり被災に遭われた農業者の方々の意欲というものをどうやって更に持つていただくかというふうなことは、これはもう私どもにとつても大変重要なことだといふ認識に立つて、やはりいかにしてこれらの取組といふふうなものに対して頑張つていただくことができるかと、そういう視点を忘れることなく、国全体としての取組というふうなことを重視しながら、私どもも農林水産省は農林水産省としての考え方を今後の復興に向けて取り入れることができるように全力を尽くして取り組んでいきたいと思つております。

○鶴保廣介君 具体的なお話をもう少しすれば出て、答弁いただけるんだと期待をして、今日のところはこの辺で引き下がつておきたいと思ひます。

農水省、目立つた省の産業がないという失礼なことを申し上げたと思ひますが、まず、まさに農林水産が地方共通のやはり基幹的な産業であるという自負を持つて、農水省はこの復興計画を先頭に立つて打ち立てていただきたいというふうには思ひます。そうでない限り、恐らくこの地域にはもう復興はあり得ないんだというぐらゐの気持ちでやつていただきたいというふうに思ひます。

時間、あと五分ほどであります、もうこれを是非ともやりたかつたといふことを、たつた五分しかありませんが、もう一言だけ。捕鯨です。全く関係がないようでありますが、このことは一般質問のときでなければお話をさせていたたく機会がありませんから、ちよつとお耳をお貸しをいただき、大臣、これはちよつと御所見を賜りたい。我が国にかかわる捕鯨をめぐる議論というのは、もう今日に始まつたことでももちろんありません。しかし、シーシェパードの妨害等々があり、捕鯨船、結局帰らざるを得なくなりました。その中でいろいろな問題がやつぱり出てきています。大臣が御存じないこともあるかもしれません。したがつて、私は幾つか、もう時間がありませんが、もうまとめ御所見をいただきたいと思ひますので、ちよつと早口になるかもしれませんが。

まず一つ。あのシーシェパードが、帰つてこざるを得なくなつたときの事情というのは、何と、現場は、船員組合の皆さんは、調査捕鯨でそれぐらの妨害がされることは当然のこと理解をしておつた。ですから、こんな妨害行為に負けてなれるものかと歯を食いしばつて頑張つておつたやに本人たちは言つてゐるんです。これは私に入つてきた情報であります。

しかしながら、表向き水産庁と話をしておると、大臣と、捕鯨協会なのかどうか分かりません

が、日本に残つてゐる捕鯨協会とのやり取りの中で、これは引き返させるべきだといふふうには大臣が御判断をなさつたと。これ、どういふことかと。こんなことがあつていいのかと。現場は頑張ると言つてゐるわけですね。それを政治的な判断の中で引き返させると。なぜ引き返させられたんだといふふうに、悔しいと、そういう言い方を現場の方々はしておる方もいらつしやるか。このことについて、大臣、まずどう思われるか。それから、もう一つ。幾つかあります。三つほど言ひます。

そのこともさることながら、今度はシーシェパードが、あの三隻の船がありました。三隻の船があつたんですけれども、二隻がオーストラリアに入り込みました。一隻は別の国へ行きました。二隻の、オーストラリアの国に、入つた国は、オーストラリア政府が臨検調査をしたと、立入検査をしたといふことで水産庁は矛を収めておるようでありますが、これ、臨検調査、立入検査を去年もおとしもやつてゐるんですよ、シーシェパードが寄港した時点でですね。その後何の立件もしてない。このことについてちゃんと、水産庁もそうですし、本当は外務省なんですけれども、これはちゃんとオーストラリアに対する抗議をしなければなりません。

そして、場合によれば、昨年の六月にICJにオーストラリア政府から日本は提訴されております、この捕鯨問題が合理性がないといふことで。とするならば、あなた方は、少なくとも国際的な行為をしてゐるにもかかわらず、彼らに対してちゃんとした実効的な措置を、刑法上の措置をとつていないじゃないかといふことについてオーストラリア政府を逆提訴することを日本政府は考へてゐるんだとすればですよ、去年ICJに提訴されてゐるんだとすればですよ。まあ、だとすればどうか、されてゐるんですけれどもね。

それぐらいのことをやらなければいけないのもかわらず、政府は何ら動いていない。これは外務省のことでもありませんから、大臣はこれ所感

で結構でございます。

それから、もう一つ。三隻のうち二隻がオーストラリアの方へ逃げました。もう一隻はどこへ行つたかと。どこへ行つたかは知っているんです。知っているんですけれども、その国は捕鯨国でも反捕鯨国でもない国であります。じゃ、その国へ日本政府がちゃんと、あの船は不法行為をした船だからちゃんと臨検調査をし、立入検査をしてくれということについて、駄目で元々、申入れをするのが筋であります。外務省に問い合せたところ、それすらもしておりません。一体何をやっているんですかというのが私の大ざっぱな、まだまだありますよ、本当は。

このシーシェパードの問題については、国家の主権が懸かっています。来年以降、はつきり申し上げて、この調査捕鯨が存続するかどうかの問題もやっぱり懸かっているんです。これについてしかるべき大臣の思いあるいは方針を、これは大臣、ちゃんとしたお答えを述べていただきたいと思いますが、方針を、来年もやるんだ、やらないんだというようなことについての方針を大臣にはちよつとお答えをいただき、最後の質問とさせていただきます。

○国務大臣(鹿野道彦) 今委員から御指摘の点につきまして、大変重要な問題についてお考えをお聞かせいただきました。

私といたしましては、今回の調査捕鯨につきまして引上げをするという判断に至つたのは、私自身の考え方でありまして、それは、委員御承知のとおり、今日までの経緯、経過の中で、まず船員、そこに乗っている船団の人たちの安全というふうなものを優先したということでございます。一言で申し上げますならば、そういう中で引上げを判断をしたということでございます。

そしてまた、オーストラリアあるいはオランダ等々に対する抗議等々について余りにも甘過ぎるんじゃない、こういうようなことでございまして、この指摘につきましては、私ども水産庁といたしましても数回にわたりまして抗議をいたし、また、

外務省を通じて関係国に対しても抗議をやつてきた経緯等はあるわけでございます。しかし、そのことが具体的な形で行動というふうなところにながらなかつた、こういうふうなことは委員の御指摘のとおりだと思います。

そういう中で、今後どうするかということにつきましては、この三月の二十一日、船団が帰られました。团长、船長からも私直接、状況におきましても、また考え方につきましても、率直なる考え方を聞かせてくれと、こういうことで受け止めたところでございます。

これからそういう船団長なりあるいは船長なりあるいは乗組員の人たちの考え方というふうなものを受け止めながら、専門家の意見も聞き、どう対処していくかというふうなことを決めていきたいと考えておりますので、検討委員会を設けて、そして現場の声、専門家の声をしっかりと受け止めるながら、今後のことについて基本的な考え方をしかるべきときに示してまいりたいと、こんなふうに考えておるところでございます。

○横山信一君 まず、この度の震災におかれまして犠牲になられた方々に深くお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

まず、大臣の所信のことについてであります。世界的な漁業国かつ水産物消費国である我が国は、率先して水産資源の管理に努めることが必要でありますというふうな述べられました。そのために、収入安定策とコスト対策とを組み合わせた資源管理・漁業所得補償対策を導入するということでもあります。しかし、何を問題とし、またそのために何を講じようとしているのかというのはこの所信からはよく分からないということであり

ます。私は、水産政策というのは、未利用魚の利用推進も必要でありますし、あるいはまた広域的な栽培漁業の推進、マグロの完全養殖などの技術開発、そしてまた産卵場や生育場などの魚介類の生活史に着目した漁場整備、こうしたことも重要な

と思つておりまして、問題点の全てを所信に含めるということではなくて、今の漁業の直面している問題に対して大臣の水産政策トップとしての危機意識というのはこんなんだということを是非示してもらいたかつたということでもあります。

そこで、この資源管理・漁業所得補償対策を導入するに当たつて何を問題としてどのような施策を講じようとしているのか、まずお伺いいたします。

○国務大臣(鹿野道彦) 漁業の今の実情というふうなものを踏まえた中でまず何からやるべきかと、このようなことから、資源管理をやつていくという中で漁業者の所得補償政策というふうなものをやはりそこにセットとして取り組んでいく必要があると、こんなふうな考え方に立つておるところでございます。

そういう意味で、資源管理の取組に対する補助によるところの漁業者の掛金、積立金の負担の軽減をするというふうなことが一つでございます。そして、一定以上の減収が生じた際の収入を補填するということを通じて我が国の水産資源の管理と漁業経営の安定に資していきたい、こういう考え方でこの資源管理・漁業所得補償対策というふうなものをやるというふうなことに決めたところでございます。

○横山信一君 震災のことについても伺いをしたいんですが、私もテレビの報道等でこの三陸沿岸、そしてまた宮城の漁村地域の被災の情景が映し出されるたびに胸が苦しくなる思いで見ているんですけれども、私は震災の翌日から北海道の太平洋沿岸の被災地を回らせていただきました。東北各県の被災者のことを心配して、もちろん北海道の漁業者の方たちも大変な被害を受けているんですけれども、俺たちは人的被害があつたわけでもないし、東北から比べればまだまだ自分たちでやれることを頑張つていかなきゃいけない、皆さんそう言いながら歯を食いしばっているのが非常にけなげでありまして、しかし、だからといって自分たちで復興できるような、そ

ういうまた状況でもないわけでありまして、それほど厳しい北海道も大変な被災を受けているということでもあります。

この東北、特に三陸沿岸、そしてまた北海道の太平洋岸というのは日本の中でも有数の漁業基地であります。その基盤の再建というのは、当然のことながら被災地の復興に直接かわつてまいります。

そこで、今後の対策について伺つていきたいんですが、今回の震災で被災した沿岸漁業の主要な漁業としては養殖漁業がございまして。カキとかホタテの増養殖というのは一代で今の規模になつたわけではないわけでありまして、先代、先々代からの営々とした積み重ねの上に今の経営が成り立つてきているわけなんです。これをすぐに、養殖施設を元の原状に戻すすぐに漁業が再開できるかというと、そんな簡単なものでもなくて、当然のことながらこうした貝というのは成長になるまで二年、三年と時間を要するわけでありまして。その間、この被災した漁業者の方たち、もちろん専業の養殖漁家だけではないと思いますが、れども、被災した方たちというのは収入がなくなつてしまつた。漁業で収入を得るまでの期間が相当数掛かるということが当然のことながら予想されるわけでありまして。そういう意味ではこうした漁業者への生活支援というのが非常に大事でありまして、生活支援を含めた長期間の対策というのが求められているわけです。

そこで、例えば漁港なんかは、信じられないことですが、コンクリートのケーソンが漁港内の中に散乱していたりとか、もう信じられない光景があるわけですが、あるいは漁船が沈没している、築港に止めてあつた船がみんな港の中に入つてしまつていて、一体何台沈んでいるかも分からない。そういう状況で、船を港に入れることすらできないという、そういう状況であります。ですから、こうした海底障害物を撤去するに当たつては、漁業者をそこで雇い入れるとか、そこで雇用を確保するとか、いずれにしても漁業者を

浜につなぎ止める、そうした雇用対策というのが漁業の再建ができるまでの間必要になるということとあります。そうした対策についてどうお考えになっているのか、伺います。

○副大臣(筒井信隆君) 言われるとおり、今回の漁業、漁村の被害は甚大でございまして、養殖業は今言われたとおりでございまして、さらに漁船それから漁港、これらも壊滅的な被害を受けたわけでございます。この被害から漁業、漁村を復興するためには、今までの災害対策の延長線上で考えていってはなかなか無理だろうと。抜本的な、本当に根本的な対策を取らなければならぬ。そのためには大変な作業と期間が掛かるということ。がはつきりしているわけでございます。その復興に至るまでの間、漁業者の皆さんからその復興についてのいろんな作業をしていただく、これはまさにおっしゃるとおり必要なことでございまして、それが同時に生活支援にもなるわけでございまして、その具体的な形態は今まさに検討中でございまして、先生がおっしゃった方向でやっていきたいというふうに考えております。

○横山信一君 漁師の人たちは、先ほどの鶴保委員のお話にもありましたけれども、非常に絶望しているわけでありまして、ともすればすぐ廃業というふうに考えが行ってしまう。そういう人たちは浜につなぎ止めておくことが、やはり浜で生きていくというところに希望を見出していくのが漁師でありますから、是非ともそうした雇用対策を含めて全力で取り組んでいただきたいと思うわけであります。

この東北三陸沿岸、そして北海道を含めた、この太平洋沿岸を含めた水揚げというのは全国の四割近くを占めている。この地域が壊滅的な今回は被害を受けたわけでありまして、当然のことながら国内の水産物供給に大きな影響を及ぼしてまいります。

ここで懸念されることは、加工用原料などに対する国内供給が不足をするということとあります。当然、その代替品として輸入水産物が増加す

るということは懸念される。そうすると、この輸入水産物が水産加工場にどんどん入ってくるということが固定化をしようとして、漁業の再建をせつなく決意をしてもらっても、その原料供給のルートが途絶えてしまうことになりかねない。要するに、再建への道筋が閉ざされてしまうことになりかねないということでありまして、水産物供給体制の復旧に向けた国内の需給対策というのが必要になってくるわけでありまして。この点についてどうお考えになるのか、お聞かせください。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生御指摘のとおり、今回のこの大震災によりまして、漁港なり漁船なり、あるいは水産関連施設等に極めて大きな被害が生じたわけでございまして。これまでの地域の漁業生産というふうなことを考えた場合、北海道から千葉県までというこの七道県というものを合計すれば全国の漁業生産量の約五〇％を占めておると、こういうようなことでございまして。そのことを考えますと、今後の水産物の安定供給に大きな影響を与えるということになるわけでございまして、農林水産省といたしましては、まさにこの地域の我が国の水産業に果たす大きな役割というものを考えたときに、どうしてもこれらの地域が主要産地として再び立ち上がると、立ち上がつてもらうというふうなことが必要不可欠なことだと、こんなふうな考えをしております。漁業、漁村の復旧復興に向けて全力で取り組んでいかなきゃならない、こんな考え方に立つておるところでございまして。

○横山信一君 沿岸漁業者向けには、沿岸漁業者というだけではいんですが、漁業近代化資金あるいは漁業振興資金等の制度資金、漁業者にはあるわけでありまして、今大臣がおっしゃられたように、漁業の再建を図ろうとしても、過去に例を見ない甚大な被害であるわけでありまして。要するに、融資によって再建をするというのはもう不可能だという、皆さんそういう声、一様にそういう声でありまして、融資によって再建をしようにと思えば、やはりその選択肢というのは廃業に

向かつてしまうわけでありまして。

そこで、今般の災害に対して、現行の融資制度を超えた新たな措置というのが求められているわけでありまして、廃業を真剣に考え始めている漁業者も多い中で、漁船の共同利用体制の整備を進める、あるいは協業化を一層進めるといって、先ほど来よく出ている浜につなぎ止めるという、漁業者の希望を見出せる対策がそこ求められているというふうなふうに思っていますけれども、その点について伺いたいと思います。

○大臣政務官(田名部匡代君) 今先生御指摘のとおり、漁業者の皆さんや被災された皆さんがどうやったら希望を見出していただけるのか、そのことをしっかりと私たちと考えて支援を行っていくかなければならない、そう思っています。

今回、被害が大変広範囲であるということ、そして大規模であるということ、まずは被害の状況をしっかりと把握をしていかなければならないというところで、その把握に今努めているところでもあります。先ほど来、大臣からも、また副大臣からもありましたけれども、思い切った支援、そして抜本的な制度の見直し、また大胆な法改正ということも踏まえながら、それを視野に入れながら、まさに地域の皆さんが希望と夢を持って漁業を再開していただける、また、もう一度その地域の復興と一緒に取組んでいただけるように努力をしていきたい、そのように思っています。

一つだけ、漁業をやめたいと思っておられる方も多くいらっしゃいます。しかし、私は、どんなに絶望しているだろうと思いがちながら、先般、主濱委員長長の御地元である岩手県に行きました。地域の漁業者の皆さんが、漁業で栄えた町なんだと、漁業が基幹産業なんだ、船さえあれば何とかなる、漁業で町を再建したいという強い思いを語ってくださいました。逆に勇気付けられました。そういう皆さんが力を出して頑張っていただけのように、大臣の陣頭指揮の下、しっかりと支援策に取り組んでいきたいと思っております。

○横山信一君 流通対策についても伺いをし

ておきたいんですが、水産業においては鮮魚の取扱というのとは非常に大きなウエートを占めるわけでありまして。しかしながら、今、東北を通過しての輸送、あるいは東北から首都圏あるいは関西圏、こうした輸送ルートというのは、陸路、海路とも十分に今復旧はしていないという状況になっております。

さらに、その上に、浜にとつてなくてはならない製氷施設あるいは冷凍庫というのが、これがもう全て、全てとは言わないですが、その多くが壊滅状態になっているということで、仮に船を手に入れたとしても、漁業を再開しても、その魚の保存する場所もなければ行き場所もないという、そういう状況に今はなっているわけでありまして。

そういう意味で、今後の流通上の対策をどう講じていくのかということをお伺いしたいんですが、同時に、今首都圏では計画停電がなされているわけでありまして、その影響でこの首都圏を中心として生鮮品の購入を避ける傾向があるという、そういう追い打ちも掛けられているということと、鮮魚に対する需要は非常に落ち込んでいるというふうにも聞いております。

この計画停電、この夏も続くということも予想されているわけでありまして、そうした電力不足というの鮮魚需要あるいは鮮魚流通にも影響を与えていくことが懸念をされているわけでありまして。こうした流通上の対策についてどうされていくのか、お考えをお伺いいたします。

○大臣政務官(田名部匡代君) 今お話にあつたように、製氷、また冷凍施設、そしてさらには加工施設も大変大きな被害を受けています。今こちらからも各企業にも連絡しながら確認をしているところなんです。三分の二ほどまだ連絡を取れない状況、ただ、被害が大きいことは間違いないというふうな考えています。

地域の復旧復興ということを考えたときに、漁業ということだけではなくて、漁業に絡む加工業、流通業、また製氷も含めて大変そこには大きな雇用があつた、こういうことを考えますと、全

体的なものをきちんと一緒に復旧をさせていくことが非常に重要だと考えておりますので、水産、加工、流通、これらを全体をしつかりと見ながらその復興に努めてまいりたいと考えています。

○横山信一 農水省としては、これまでの災害復旧という考え方を超えて、これまでの考え方は当然当てはまらない、その延長線上にはないという御認識でありましたし、その上では国による早急な復興計画を是非立てていただいて、強力にこの地域の水産業の復興に努めていただきたいと思うわけであります。

福島第一原発の話もさしていただきますが、この原発事故によって高濃度の放射性物質が近辺の海域から検出されたわけであります。放射性物質というのは海藻あるいは魚類にも当然のことながら取り込まれる可能性があるわけでありまして、そうしたことが独り歩きをして消費者は大変な不安を感じているわけであります。

ただ、大臣の先ほどの議論の中でもありましたけれども、直接食卓に上るようなことではないという、当面はですね、そういう見込みでありますし、また、今回の放射性物質というのは極めて流出量が少ないと、そしてまた拡散をしていくという状況を考えれば人体への影響というのは余り心配はしなくてもいいのではないかと、有識者のそういうコメントもございます。

しかしながら、魚類というのはプランクトンから高次栄養段階のマグロ類まで、要するに生物濃縮というところにあるわけでありまして、そうしたところを考えるとどこに現れてくるか分からないという、そういう、福島県沖だけの、そこで捕れる魚だけにしてくるとは限らないという、そういうところがあるわけであります。

そういう意味で、風評被害を避けるためにもモニタリング体制の充実あるいは安全性の啓発というのが重要になってくるわけでありまして、こうした今後の対応について伺っております。

○副大臣(筒井信隆君) 先生がおっしゃることのためにも、厚生労働省が食品衛生法に基づいて暫

定基準を定めて、それに基づいて厚生労働省もまた農水省も県と相談をしながらその検査をしているところとございまして、その検査をして暫定基準よりも低かった、それは心配ないんだということをしつかりと周知徹底をしなければならぬというふうなことを考えております。

実際に、昨日の時点で銚子漁港から上がったキンメダイ、暫定基準よりも低い数値であった、これは全く心配ないということに既にマスコミにも公表しているわけとありますが、それらを周知徹底をしていくことが必要なことだというふうに思っております。そして、その暫定基準を超えた場合には、総理の出荷停止の指示により出荷されないんだということも明確に発信をしていかなければならない。同時に、農水省としても今申し上げた点を市場や流通業者、加工業者等々に文書でも周知徹底を図っているところとございまして、科学的知見に基づかないという、例えば受領拒否とか市場が拒否するとか、そういうことは一切してはならないという周知徹底を図っておりますが、それをこれから更に続けていきたい、強化していきたいというふうに思っております。

○横山信一 水産問題はここまでにしておきますけれども、この原発事故に關しまして、今暫定基準値という話もありましたけれども、私は、質問はしません、暫定基準値というのは非常に問題があるというふうにも思っております。ただ国民に対して安全性の基準を適切な時期に発表するということ、そういうことで出したということですから、そのことをとやかくは言いませんけれども、本来であればやっぱり科学的基準を明確に示さなくてはならないわけでありまして、その辺が少し後手に回っているというふうにも思うわけでありまして、これは農水省に言ってもしょうがないので、今日は質問しませんけれども。

連休明け直前の三月二十一日に政府は出荷制限をしたわけでありまして、これはまあ、連休明けの二十一日というこの時期を考えると、これは当然卸売市場を始めとして混乱するに決まっているわけ

であります、こんなときに言えば、それで、何でこんなときに言うのかというふうにも誰もがあきれたと思うわけでありまして、流通を混乱させたという、政府が流通を混乱させてしまったと言ってもいいという、そういう措置だったと思うわけでありまして。

今、農作物の検査によって暫定基準値の検査が行われているわけでありまして、そういう意味では、出荷制限がなされている、そういう状況の中で、卸売市場も本来入れなければいけない作物もシャットアウトしてしまったりとかしている。そういう状況の中で、今後の食料の安定供給というのは確保できるのかという、あるいは問題ないのかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今先生御指摘のとおり、今回の出荷停止の指示ということによりまして一部の農産物は供給が減少するということになるわけとございまして、それを少しでもカバーするようというところで、主要産地における出荷の前の前倒し、あるいはまた規格外品の出荷促進などによりまして必要な食料の安定供給というものにできるだけの努力をしていかなきゃならぬと、こんなふうに考えておるところとござい

ます。そして同時に、食料の安定供給というのは国民に対する国としての基本的な責務でもありますので、今後どういう作付けをしていくのかというように、いろいろなことも検討する中におきまして、もう一方は、どうやって食料の増産というふうなものをやるかということがどうかというふうなところと等々、農林水産省内におきましても検討を始め

ているところとございまして、輸入や備蓄というふうなものも組み合わせる中で、食料の安定供給というふうなものの確保に全力を尽くして取り組んでいきたいと思っております。

○横山信一 今回の出荷制限では、福島県のとですけれども、福島県全域というのは余りにも大ざっぱ過ぎるという、これも先ほどの議論の中

でも出ておりましたけれども、浜通り、中通り、会津という、この三地域から成る福島県を全域出荷停止にしてしまうというのは余りにも大ざっぱなやり方でありまして、鹿野大臣はこれについて、表示は県単位です、そうならざるを得ないと、非常に苦しい発言をされているわけでありまして、けれども、こんなことを続けていけば、これはもう福島県の農業全体に深刻な影響を与えるに決まっているわけでありまして、こうした大ざっぱな県単位の制限というのは早急に見直して、そしてまた、安全が確認されている地域の農産物はもう適切に出荷できるようにすべきであります。ただ、これは農水省が決めることではないということとであります。

そこで、農水省として、この出荷制限の設定や撤廃に際して、文科省、それから厚労省とどのような連携を図っていくのか、お伺いします。

○副大臣(筒井信隆君) 出荷制限の際にも、先ほど申し上げたように、厚生労働省の食品衛生法に基づく基準に基づいて、厚生労働省に全面的に協力しながら農水省はやってきたわけとござい

ます。この解除に關しても、同じ地点あるいは同じ品目等に一回程度暫定基準を下回っただけではなかなか解除できないだろうと思っております。全体を総合的に考えて、安定的に基準を下回ったというふうな判断ができる時点で解除をする、そういう方向で考えているところとござい

ます。○横山信一 農水省の役割は今回の震災では非常に大きいわけでありまして、そういう意味ではインシアチブをしつかり取っていただいて、本当に前面に出ていただいて頑張っていただきたいわけでありまして、そのためであれば私たち野党も

しつかりとバックアップをしてまいりたいと思うわけでありまして、これはもう単に、何というか、農業政策という枠を越えて日本国民の食料供給の存亡にかかわっている問題でありますから、本

当に頑張りたいわけでありまして、このことについて大臣は、この風評被害が適切な措置が講

ぜられるように農林水産省として努力したい、記者会見でそんなようにお話をされているんです、農林水産省として努力をしたいというふうに述べられているわけであります。風評被害については実効性のある施策が伴わなければ、結果的に農村にとって深刻な影響を招いてしまうわけであります。

既に今の時点でも市場には安全な農産物しか出荷されていないわけでありますから、そういう意味では、卸売市場の関係者とかあるいは消費者に対してどのようにこの努力をされていくのか、具体的にそのことを御説明いただきたいと思えます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 厚生労働省、そして食品安全委員会と連携をいたしまして、今回のこの調査、暫定値の調査、暫定基準値の調査結果というふうなものをきちつと提供すると。そして、その暫定規制値の考え方、その人体への影響の程度など、正確なる知識というふうなものを消費者の人に幅広く発信をしていかなきゃならないということ、まず農林水産省といたしましてホームページを通して、そういう内容のところも少しでも承知をしていただくことができるように、このようなことも今取り組んでいるところでございます。

そしてまた、一方におきましては加工、流通、小売業者に対して、科学的なあるいは客観的なそういう根拠に基づいて、円滑なところの流通というふうなものの確保にひとつ努めていただきたいというふうなことで農林水産省から要請も、卸売の段階におきまして、また小売業の方々、量販店の方々に對しまして要請もいたしておるところでございます。

このような正確なる情報というものをいかに確実に提供していくかというふうなことによって少しでも風評被害というふうなものを防ぐことになり、また、適切な判断を消費者の方々にもしていただくことができるんじゃないかと、引き続きこのような努力を続けてまいりたいと思っております。

ります。

○横山信一君 大臣は二十一日の記者会見でこういうことをおっしゃっているんですが、補償のやり方というものは、ちよつと大要、概略ですけれども、都道府県と連携取りながら判断すると、この出荷停止の地域の農産物に對してですが、この出荷制限されている地域というのが今後明るい見通しを持って暮らせるように、農家の経営再建に向けて、当然、復興支援というのをしていかなければいけないわけですけども、その点について伺っておきます。

○副大臣(筒井信隆君) 農家が大変な損害を受けていると。しかし、これは、原発事故と相当因果関係のある損害は全て補償をしなければならぬ、賠償しなければならぬ。この範囲は結構広いわけでございます。農家に限らずですが、休業損害や営業損害、さらには退避、避難の費用、これらも相当因果関係の中に入るわけでございます。そして、風評被害と言われるものは、例えば暫定基準を超えていた場合にそれを出荷停止をしたと、これは風評被害ではないわけで、その部分は当然補償の対象に入るわけでございます。暫定基準を超えていないものについても、受領を拒否されて販売できなかったという場合に、じゃ、農家への支援はどうなるんだと。これも全部駄目なわけではなくて、一定期間、一定地域において判断をして、そして通常人がこれはやっぱり危ないというふうな合理的に考えて思う、そういう範囲のものはやはり補償の範囲に入るというふうな考えているわけでございます。それらはきちんと農家に補償をしていかなければいけません。

そういう補償は第一義的に東電がするわけでございますが、それらの相当因果関係のある補償だけで、じゃ、農業再開ができるのかというところ、確かにそれだけではまだ足りない部分があるわけでございます。作物を今までと違つたものに転換するとか、あるいはさらに、今までの借金の関係等々で融資が必要だとか、そういうものについて

は補償以外の支援として農水省、検討をして、何とかその点をやっていかなければいけないというふうな考えております。

○横山信一君 質問はここまでいたします。時間は余っておりますけれども、こういう時期です、ここで終わらせていただきますが。

農業、そして漁業を基幹産業とする東北の三県が中心となつたこの地域が大きな被災を受けたというところであります。そういう意味では、農水省が本当に力を発揮していただかなければいけない、そういう震災対策であります。

そういう意味で、私たちも全力で頑張りますので、どうか復興のために力を尽くしていただけますようにお願いを申し上げます。

○柴田巧君 みんなの党の柴田巧です。

私の方からも、先ほどから各先生方、質問されておりますが、さきの東北地方太平洋沖の地震への対応、また、今後の取組等々を中心にお聞きをしたいと思っております。

改めて言うまでもなく、本当に大きな地震、津波、火災、そして原発ということで、我々が経験したことのない未曾有の大惨事になりました。恐らく人類史上こういう例はないのではないかと感じていたわけでありまして、一日も早く被災をされた方々の救助、救援をしていかなきゃならぬと。また、復旧復興に努めていかなきゃならぬと思っておりますし、何よりも亡くなられた方々に哀悼の意を表し、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思っております。

こういう中で、先日、私も我が党の調査団の一員として現場を見させていただきました。相馬市、南相馬市などを中心にお邪魔してきました。相馬ですが、もちろん、これまでもテレビ等々で映像は見えてまいりました。また、新聞などでその被害状況は見た、知っているつもりではありましたが、やはり現場に行きますと、もう船がいまだ道路にあつたり、家の庭先にあつたり、農地にあつたりという具合に、ほとんど手付かずの状況のところが数限りなくあるわけでありまして、そういう

う光景を目の当たりにしますと、本当に声が出ないというか、そういう状況になってしまっています。また、現地の皆さんの悲痛な思いや切実な願いやニーズや、そういったことをお聞きすると、本当にうなずくだけでありまして、言葉、声にならないというところでございますが、先ほどからお話ありますように、とにかく一日も早く困つておられる皆さんを助けるべく我々も頑張つてまいりたいと思つている次第であります。

そういう観点に立つて、先ほど申し上げましたように、今後の取組やら今までやってきたことの点検などなど、お尋ねを幾つかしていきたいと思ひます。

そのうち、まず大変な大事なこと、先ほど大臣もおっしゃいましたが、とにかく農水省としては水、食料の被災をされた方々への供給に全力投球するんだというお話がございました。全くそのとおりだと思つております。私も、先般、被災された方々の避難されているところを何か所か見てまいりましたが、御案内のとおりまだまだ長期化するのには間違いありません。加えて、集落ごと他県に疎開とか、集団で避難をされている方々もあつて、避難所が分散化する傾向もあるのも間違いないと思つております。いまだ二十数万人という状態ですから、一日にすると約百万食ということになるのかもしませんが、この食料供給を今後どのように安定的にやっていくのかというのは大変大きなことだと思ひます。

また、そういう中で、今回こういう複合災害ですから大変であつたことは言うまでもありませんが、御案内のとおり被災地への食料輸送が遅れたという指摘がございました。この点については、やはり各省庁等も関係がある、連携もしていかなきゃならぬわけですが、この災害時の食料確保あるいは輸送の在り方というのをこの際見直す必要があるんじゃないかと思ひますが、前段で申し上げたこれからの避難所への安定的な食料供給と併せてどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

○国務大臣(鹿野道彦) 今委員から御指摘の点を踏まえて、今日まで全力を挙げて取り組んできたところでございます。まず、想像を絶する被災地の皆様方いかにして食料と水をまず供給させていただくかと、こういうようなことで我が農林水産省の中におきましてもチームをつくりまして毎日取り組んできたわけでございます。

そういう中で、食品メーカーに対しまして支援物資の増産をお願いしたり、あるいはまた支援の物資を送るための輸送手段の確保というふうなところにも努めてきたところでございますけれども、なかなか軽油、ガソリン不足の中でトラックの配給が滞った等々の実情がございました。しかし、そういう中でも、まず一刻も早く届くようにと、食料、水が届くようにと、このようなことから、輸送車両というふうなもの、食料、水を運ぶ輸送車両については、まさしく高速道路の通行というふうなものがなかなか難しい状況にあったわけでありまして、これはもう特別な扱いをしてもらうようにと、このようなことの要請もいたしながら、輸送手段の確保に向けては関係省庁との連携の中で、トラックの緊急車両に指定していただいたり、あるいはまた自衛隊の航空機を活用するなど懸命に輸送手段の改善を進めてきたところでございます。

また、水産庁の水産取締り船も、あるいは調査船五隻も活用いたしたところでございます。これからも活用していきたいと思っております。また、調査捕鯨に出航しております日新丸も、俺たちも少しでも被災地のために頑張りたいと、このような考え方に立っていただいておりますので、二十五日過ぎになると思いますが、日新丸にも活躍、活動をしてもらいたい、こんなようなことでできるだけ輸送手段を確保したいと考えております。そしてまた、二十三日、昨日でございますけれども、以降は米軍機を活用して輸送も実施していくという、米軍のそういう協力もいただくというふうなところでございます。

このような状況の中で、今委員から御指摘のとおり被災地が分散をしていると、こういうような状況の中で、我々といましては、いかに被災地の現状をつぶさに把握することが大事なのかと、こういうふうなことで、こちらから現地の方に参っております職員もおりますし、また地方農政局の職員もおりますし、できるだけ現場に足を運びながら、実態というものを把握しながら、全ての避難地に対して食料と水が行き渡るようにというふうなことも踏まえながら、今政府を挙げて最大限の努力をいたしているところでございます。これからの懸命になつて食料と水の供給というふうなものに取り組んでいきたいと思っております。

○柴田巧君 是非そういう方向でお願いをしたいと思っております。それで、既に報道にもありますが、現地に行ってみると行き届いていない現状もやっぱりまだ若干あるわけですね。いろんな理由がそれはあつて、例えば南相馬だと、いわゆる原発から二十キロ―三十キロ圏内ということで、屋内退避のところでもなかなか輸送業者の方が届けてくれないと。郡山の方までは行くけど、そこまでなら行くけれどもというところで、市の職員の人が油のない中で取りに行くというふうなところもあるわけで、確保して送り出すまでではなくて、今も大臣おっしゃったように本当に行き渡っているのか、必要なものが、そういったことをしっかりチェックをしていただく、責任を持ってやっていただくということが大事だと思っておりますので、この点は強く要望しておきたいと思っております。

また、ちよつと通告はしていなかったんですが、今、こういう災害時等々に対応するために農水省で防災業務計画とかあるいは不測時の食料安全保障マニュアルというのがあるんですが、やはりこれほどの大きな災害になると、これまでのいろんな防災業務計画などではカバーできないことが幾つも起きていると思えます。例えば、今回にしても、どう燃料を確保するかということが一番

大きい問題になりました。残念ながら、このマニュアルにはそこまで想定はしてありませんでした。

こういったことを含め、この際、こういう防災業務計画というかマニュアルというものを一度見直す必要が大幅にあるんじゃないかと思えます。この点は、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(鹿野道彦) 今回のこの大震災を踏まえて、今後の取組については検討いたしてまいりたいと思っております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

今回の地震においては東北地方を中心にいろんな農業関係の施設に被害が出ておりまして、御存じのとおり、それがいろんな今生産現場に響いているわけでありまして。そのうち心配をしておりますのは、飼料の製造工場もかなりやられておりまして、若干復旧しつつあるところもあるのですが、けれども、昨日、おとこの時点で十一工場まだ動かない、操業が停止しているというふうに聞いております。

このため、養鶏農家などでは飼育数の削減に追い込まれるなど現場にいろんな影響が出ています。最大手の全農さんなど始め、そういうふうな操業をストップして、これ、いろんなところから回すなり努力はされているものと思いますが、農水省としてもこれは無関心ではられないと考えるわけですが、どのように対応されていくのか、お尋ねをしたいと思えます。

○副大臣(筒井信隆君) 飼料はこの災害直後からもう不足しているというところで、いろんなところからの要請が参りました。その際にやっぱり一番の問題だったのは、先ほどから出ております輸送手段、エネルギーの問題、それと、今は解除されましたが緊急車両でないとして高速道路を通れない、それらの問題がありまして、これは今大臣が言われまして、いろんな努力をして、その輸送手段を農水省としても一生懸命確保してきたところでございます。飼料に関しても、緊急車両として指定してもらいましたが、これは大臣が自ら警

察庁に要請をして、そしてそれを行ったものでございます。

東北の方で現在、大分飼料はこちらの方としても送り出しておりますが、通常時の五割近く、四七％ぐらいまでは今飼料の供給が回復をしているところでございます。そのためには備蓄の飼料を約十五万トンほど出しました、農水省としても、それらによつて、もう一度繰り返しになります。が、平常時の四七％ぐらいまで供給が回復している。これを更にもつと今後強めていきたいというふうに考えております。

○柴田巧君 是非しっかりと対応していただきたいと思えます。

それから、先ほどからも質問ございますように、大変深刻なのは、そういう農林水産あるいはまた畜産物に対する放射能の問題であります。既に野菜類は御存じのとおり状況でありますし、魚介類についてもこれから調査が始まるんだらうと思っておりますが、あわせて、今も畜産の関係の話をしましたが、牧草であるとかあるいは飼料であるとか、そういう牛などの餌を含め、そういった分野についても放射性物質による状況はどうなのかということも調査をしてみる必要があるのではないかと考えますが、そこら辺はどういうふうに、あれでしょうか。

○副大臣(筒井信隆君) 放射能が付着している牧草を畜産で使わない、これを徹底するために二つの指導をしております。当面放牧は行わないで畜舎内で飼うこと、そして、餌は事故前に刈り取った牧草、これを屋内に適切に管理していたものに限って食べさせること、この二つの指導を現在しているところでございます。

そして、牧草に関する放射能の検査はまだやっておりません、今食べ物の方を優先しております。もうじきその牧草の方の検査にも入りたいというふうに考えているところでございます。

○柴田巧君 ありがとうございます。まず、いろんな調査をしてしっかりと公表すると、安全性が確認されればそれを適切、的確、正

しく伝えていくということが大事なんだろうと思われまう。

そういう中で、先ほどからもごいますように、大変なこれは農林、この分野に関して大きな被害が出るのは間違いないわけで、その補償の問題も先ほどから出ておるわけでありまう。

先ほどは文部科学省の方からもいろいろ、現状なり今後の見通しのお話もありました。また、副大臣からも先ほど御答弁があったところでありまうが、生産者がミスをしたのなら別として、今回の場合は何でというのが生産者の皆さんの偽らざる気持ちだろうと思いますが、やむを得ず出荷や生産の停止を迫られた農家に対する補償をやつぱり迅速に進めていかなきゃならぬと思ひますし、幅広いろいろな対応ができるようにしていくことがやつぱり大事なのではないかと思ひますが、そこら辺、大臣はどのようにお考えになつておられるか、お聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦) まさに農業者の今日の状況、出荷制限をなさざるを得ないという状況にある農業者のお気持ちというものを鑑みたときに、本当にじくじたる思いもあるわけでございませうけれども、しかし、そういう現実の中におきまして、現状の中で、食の安全というものの確認もやつぱりしていかなきゃならぬというふうなことを考えたときに、この出荷制限というふうなものの実効性というふうなものをしっかりと担保をし、また消費者の食の安全というふうなものを確保するというふうなことから、適切な補償というふうなものがどうしても必要になつてくるわけでありまう。

そういう意味で、今の時点では、まさしく原子力損害の賠償に関する法律に基づきまして、一義的には事故原因者の東京電力の責任となるわけでごいますけれども、政府としても適切な補償が行われるよう万全を期していかなければならぬと思ひ、このように考えておるところでございませう。

○柴田巧君 是非最大限の努力をしていつていただきたい、万全の策を講じていただきたいと思ひます。

います。

さて、加えて、内外共にやつぱり風評被害というのが大変広がつておるわけで、先ほどからも質問があるとおりでありますが、繰り返しになる部分もあるかと思ひますが、現地の皆さんから言わせると、これが何よりも一番怖いんだ、福島島の皆さんから言わせると、今見えない敵と戦つていゝ、放射能とうわさ、風評というものとこれから戦わざるを得ないということをおつしやつておられましたが、最終的には、この風評被害、もう福島県、あるいは広く外国から見れば東北あるいは日本全体がある意味で汚染をされていゝというふうに見られる向きがあるわけでありまうが、そういったものをしっかりと正しい情報を発信をして払拭をしていくということが大事だと思ひます。

内にあつては、先ほどもありまうように、消費者や流通業者などにやつぱりの確、正しい情報提供を何回も何回もやつていく、そして丁寧な説明を繰り返しやつていくということが大事だと思ひます。内、海外に発信するのが正直遅れたと思ひます。内のことにちよつと、かなやエネルギーを割いておりまうしたので、海外に対して正しい情報発信するのは極めて、これは農産物だけではありませう、日本の、今陸揚げもされていゝというふうな港も海外ではあるようですが、そういったことを含めて正しい情報を、日本の輸出している農産物は安心なんだと、こういつたことなども含めて正しい情報の提供を、発信を内外共にやつていくべきだと思ひますが、重なる部分もあると思ひますが、お願ひします。

○副大臣(筒井信隆君) おつしやるとおりで、例えば米国が差止めをしたり、中国等々、東南アジアが検査強化をやつたり、多くは検査強化をやつていゝようでごいます。それに対してやつぱり海外における風評被害を防ぐためには情報を正確に正しく繰り返し伝えなければならぬ。

今、在外公館とかそれから大使館にそのことを、各国に対してそういう情報発信をしていゝところだ。現在放射能に関する食品の検査をどう

いうふうになつていゝか、その結果どうなつたか、それを今後どういゝふうな形で安全を担保していゝか、今、日本政府がとつていゝ措置を繰り返し発信を始めたところでごいます。それをこれから更に強化をしてやつていゝきたいといゝふうな思ひでおります。

○柴田巧君 是非その面もお願ひをしたいと思ひます。

さて、これからいゝるような復旧復興にも向かつていゝことになつていゝわけですが、そのうち、今回の津波はとにかく想定外の津波で、あゝいう津波が起きるということ自体想定をしてなかつたわけでありまうが、軽々と防潮堤、防波堤をあゝ津波が乗り越えていゝシーン、生々と我々もテレビ等で見たわけですが、この際に、やはりこれ復旧をしていゝという段になつていゝと、これまでのいゝるような、その防波堤、防潮堤の強度や高さやそういったものを含めて、津波対策の大幅な見直しは私には必要なんではないかと思ひますが、今回のこの地震を機に、災害を機に、そういったところの大幅な見直し、どういゝふうになつておられるか、お尋ねをしたいと思ひます。

○大臣政務官(田名部匡臣) 防波堤について、防波堤の設計でありまうけれども、多くは風によつて起る波を想定して設計がされていゝて、また海岸保全施設に関しては、過去の最大の津波、また今後起り得る最大の津波というものを想定して設計がなされていゝるわけでありまう。

これもまた、今回のその被害状況というものをしっかりと把握する中で、どういゝ要因があつたのか、そういったことも実態をしっかりと踏まえて今後安全対策というものを取つていゝかなければならぬと思ひます。そういう施設のみならず、やはり町づくりそのものを考えていゝべきなのではないかと思ひます。

多くは漁業者の皆さんは海岸沿いに住んで漁業を営んでたわけですが、安全を考えれば高台に住んでいただくといゝようなことも含め

て、その町そのものをどう安全な町として復旧復興していゝかといゝことを併せて取り組んでいゝたいと思ひます。

○柴田巧君 是非抜本的な対策をこれからいゝると思ひ、講じていただきたいし、また我々もいゝるんことを御提案申し上げていゝたいと思ひます。

最後になろうかと思ひますが、大臣に先ほどからもいゝる方からも御質問がありました。とにかく、日本を代表する食料基地が壊滅的な打撃を受けたわけでありまう。大臣は所信の中でも、農は食をつくり、食は人をつくり、人は国をつくる、まさに農は国の力だとおつしやつたわけだ、述べられたわけでありまうが、その力がまさに今回大きくこつて崩れかけようといゝるわけでありまう。

したがつて、これが、これからこの地域を離れる方もあるかもしれませう、また、今まで就いていた仕事を辞めになる方もあるのかもしれないが、ここに残つて頑張つていゝこうといゝ人たちが少しでもたくさん出てくるように、これから再建に向けてやはり頑張つて我々もいゝかなきゃならぬと思ひます。

そして、でき得るならば、この日本の農林水産業の先進地域となるような、モデルとなるような、そういったところをつくつていゝこと、ひとつ頭にいゝれながら、また、地方公共団体や被災者の皆さんのお声もしっかりと聞きながら復興に当たつていゝかなきゃならぬと思ひますが、そのためには税制面や金融面への農林水産業者の被災された皆さんの支援や、あるいは先ほどから言つていゝる施設の復旧やあらうかと思ひますし、何よりも農林水産業を基幹産業としていゝるこの地域の全面的な復興に向けて、改めておる部分もあると思ひますが、大臣の力強い決意をお聞きして、質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦) まさしくこの国をつくる力が今回の大震災でそがれてしまひました。この力をどうやつて回復させるか、これが農林水産

省にとつてのまさしく喫緊の課題だと思っております。

そういう意味で、先ほども申し上げましたけれども、今後の復旧復興に際しましては、まず緊急的に急がなきゃならない、それには、やはり動きをしていくためにはどうしても生産資材の確保なり、あるいは土砂、瓦れきなどの処理などというふうなものがこれは急がれるわけでありまして、それから同時に、今申されたとおりに、農林水産関係の、漁業関係も含めた施設の復旧など、きちっとどうあるべきかというふうなことを考える場合は、この新しい食料基地としての構想というものが盛り込んでいくというふうな考え方に立つて、大きな視点に立つて今後の大事な大事なこの地域における復興というふうなところに対して私どもは取り組んでいきたいと、こんなふうに思っておりますのでございます。

○柴田巧君 ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

最初に、東日本震災の被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。そして、やはりこういう事態を目の前にして、本当に国民の皆さんと一緒に我々全力を挙げて何としても乗り越えるということで努力をしなければなりませんし、本当に私もこの地震の翌日から福島、いわきの小名浜のところから始めて仙台まで、翌日なのでどこまで行き着けるか、ガソリンが切れたらそこで終わりということでありまして、そういうことも言いながら現地に行きまして、本当にその惨状に胸がふさがれる思いがしました。

大変な事態になって、まだ人を探しているという状況の中でしたけれども、しかし同時に、その中で本当に必死になって生き抜こうとする、人と人とのつながりですね、ここを本当に復活させていくという、そういう努力も同時に見て、復興に向けた本当に強い意思というものが同時に感じ、例えば気仙沼も大変な被害だったわけですが、

けれども、気仙沼の市場を復活させるために頑張ろうということが集まりがあったり、あるいは石巻の市場の社長さんが、水産業の再建、石巻の再建を一からやっていくんだということを決意を語られていてる姿を目にするときに、本当に熱いものが胸によぎりますし、そういうところに依拠して、本当に我々政治の果たす役割を發揮して乗り越えていかなきゃいけないということを改めて思いました。

しかし、そういう中で、私も農林水産省といましては、今やることは二つであります。緊急にやはり取り組んでいかなきゃならないことは、まさしく申し上げましたとおりに、被災地の方々、避難されている方々に対して食料と水の安定供給をしっかりとやっていくこと。そしてもう一つは、この被災に遭われた方々の地域をいかにして復旧復興していくかと、この二つに全力を挙げて取り組んでいく、これが最優先の課題だと、こんなふうに考えているところでございます。

いは農作物、施設の被害、林野、それぞれの被害の状況というのはまだ全部が全部把握し切れていないわけじゃありませんけれども、やっぱり急がれるところから次々と手を打っていかねばならないということだと思えます。

それで、そこに立つてなんですけれども、最初にもちよつと通告していたのと順番を変えて、T P Pの問題からお聞きしたいと思えます。

○紙智子君 日本農業新聞も、三月十六日の論説で、地方に一方的な犠牲を強いかねない貿易自由化を進める開国論議の前に、目の前の惨状に立ち向かう救国こそを最優先すべきであると。それからまた、三月二十三日の論説でも、政府は地域社会の苦境に追い打ちをかけるようなT P Pへの参加問題はそのまま封印し、食料・エネルギー安全保障の確立など、有事にも強い日本の再構築に向けて総力を挙げるべきだというふうに書いているわけですね。全くそのとおりだというふうに思うんです。

まず、原子力安全の規制を担当する立場の者といたしまして、今般の原子力災害によりまして、周辺住民の方々、それから農業関係者の皆様を始めめといたしまして、国民の皆様には御心配と御迷惑をお掛けしている点を深くおわび申し上げます。委員御指摘のとおり、正確なデータ公表に基づきまして風評被害の防止というのは非常に重要な課題だというふうに認識をしております。経済産業省としても、記者会見あるいは公表資料等を通じて、この法律に基づきます指示内容、あるいは放射線モニタリングデータの正確な提供ということによりまして、風評被害の防止に取り組んでいるところでございます。

今、T P Pで本当に深刻な打撃を受けるという場合に、その想定される地域の人たちというのはやっぱり東北地方ですよ。未曾有の災害で二万人以上の死者、行方不明者の被害があり、町も根こそぎなくなっており、そして農業、水産業も壊滅的な被害を受けているときにT P Pの参加の検討は許されないと。そして、直ちにT P P検討の作業を無期限中止すべきだというふうに思うわけですが、六月をめどに交渉参加をするかどうかというふうな判断をしたいと、このように菅総理大臣が言われておるところでございしますが、政府全体としてどうするかというふうなことは、これから判断されていくことだと思っております。

この点についても、一言、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(中村幸一郎君) お答えを申し上げます。

○国務大臣(鹿野道彦君) T P Pにしましては、六月をめどに交渉参加をするかどうかというふうな判断をしたいと、このように菅総理大臣が言われておるところでございしますが、政府全体としてどうするかというふうなことは、これから判断されていくことだと思っております。

○紙智子君 今回の地震、津波、そして原発の事故、これでもって農林水産分野での被害の大きさが、もう未曾有の被害を受けていると今まで議論があるわけですが、それで、この水産ある

○紙智子君 このモニタリングの箇所などについてや、どのようなデータの発表の仕方とか、その辺のところをもう少しお話しください。

○政府参考人(中村幸一郎君) 経済産業省の方では、電気事業者の方で行っております発電所の敷地周辺につきましてモニタリングをする箇所がございます。これにつきましては、現在、ポスト自身は計器類等について必ずしも信頼が持てるもの

○国務大臣(鹿野道彦君) 農業新聞の論調、論説というふうなものを私も見させていただきました。重ねて申し上げますけれども、今、農林水産省として果たしていかなきゃならない役割、使命というものは、被災地の方々に対してしっかりと食料と水、そして大切な物資を届けるというように、ことに全面的に努力をしていくこと。そして、この被災地の方々、協力し合いながら、どうやって被災地を復旧復興させていくか、このことにまた全力を挙げていく、このことだということを再度申させていたきたいと思います。

○紙智子君 今後のとも、厚生労働省を始めとした関係省庁と連携をいたしまして、風評被害の防止に全力で取り組んでまいります。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

○紙智子君 ありがとうございます。

ではございませんので、モニタリングカーという移動式の車によりまして、定期的に場所を決めて放射線量を測ってございます。そして、測られた、定期的にと申しますと大体三十分程度だと思えますけれども、三十分ごとにその地点での放射線量を測った上で集計をいたしまして、私どもの方ではおおよそ、一日に数回でございますけれども、その際にそれまでのデータというものを時系列に整理をいたしまして、記者会見のとき、それから資料配付をするときにそれを掲載をして公表しているというところでございます。

○紙智子君 このモニタリングの箇所についてはもつとたくさんやる必要があるんじゃないかと、そして詳細なデータを示すべきじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○政府参考人(中村幸一郎君) 御指摘のとおりだと思います。

今現在、発電所周辺につきましては、放射線量が高いものですから、作業される方々の安全も確保しながら、事業者の方でモニタリングカーを使いながらその観測をしているところでございます。また、これは事業者の方ではございませんけれども、福島県の方では、幾つかの地点を選定をされまして、定期的に同じような形で放射線量率というものを測定をされております。そういったものについても、私どもの記者会見のとき、資料配付のときにも併せて説明をさせていただいたり、資料を配付させていただいております。引き続きそういった形の取組を進めていきたいと思えます。

○紙智子君 水産物についてもモニタリングをしてデータを示すということが大事だと思います。これは厚生労働省でしょうか。それから、海水も必要だと思えますけれども、これは水産庁だと思えます。それから、土壌については文部科学省だと思えますけれども、それぞれどのようにされているのか説明をお願いいたします。

○政府参考人(梅田勝君) 現在、地方自治体において食品中の放射性物質の検査が行われております。

す。福島第一原子力発電所付近の海水に含まれる放射性物質の濃度が上昇しているとの情報もあることから、三月二十二日に、特に千葉県及び茨城県に對しまして、沿岸の水産物についての検査について強化するよう依頼を行ったところでございます。

千葉県におきましては、千葉県沿岸で採取された水産物一件について、本日、規制値以下であることが確認されたことが発表されております。今後も検査を強化して継続する予定と聞いております。

○政府参考人(加藤善一君) 文部科学省でございます。

文部科学省におきましては、土壌に関しましては、原発から二十キロより離れたところの空間線量率、それから土壌のサンプリング、それから空間中の浮遊物等につきまして放射線量を測りまして、それから放射性核種も測りまして適宜ホームページ等で公開し、国民の皆様方に情報を提供しているところでございます。

○紙智子君 水産庁、来てなかったですかね。

○委員長(主濱了君) 水産庁の方は。

○副大臣(筒井信隆君) 魚に関して、魚についてですね。

○紙智子君 そうです。海水ですね。水産庁は海水を調べているんです。

○副大臣(筒井信隆君) 海水について……

○紙智子君 水産物は厚生労働省です。

○副大臣(筒井信隆君) はい。海水は文科ですから、そっちの方に答えてもらいます。

○紙智子君 ああ、そうですね。

○委員長(主濱了君) じゃ、ちよつと整理します。よろしいですか。

○政府参考人(加藤善一君) 文部科学省でございます。文部科学省におきましては、海水、特に原子力発電所から三十キロ沖合のところの海水を、文部

科学省の所管します法人の船を出しまして、三十キロの地点から南北に何点か海水を採取しまして、海水水中の放射性核種の分析をいたしまして、これも、多分昨日だったと思えますけれども、公表したところでございます。

○紙智子君 文科省で土壌の二十キロ外のことと、実際に出てくる中で、四十キロ圏内の飯館村の土壌が高濃度のセシウムが検出されて、通常の六倍とか、沃素については四倍。四十五キロ圏内の川俣町も高い比率ですし、あと南相馬市も高い濃度で出ていたと思うんです。風向きによつてはもつと、五十キロとか八十キロとか、こういうのもあるやに聞いているんですけれども、もつと広い範囲でこれもモニタリングをして詳細に示す必要があると思えますけれども、いかがですか。

○政府参考人(加藤善一君) 御指摘の点を踏まえまして、検討させていただきたいと思えます。

○紙智子君 文科省にお聞きしますけれども、基準値を超えたものは流通させないということになるわけですが、それと、出荷自粛の対策を取っているところも含めて、出荷できないことで収入減となるところについては当然補償すべきなわけですが、これについては、これまでちよつと議論の中で出ていますけれども、改めてこういう考え方でどういうふうに対応しているのかというところをお願いいたします。

○政府参考人(加藤善一君) 御説明申し上げます。原子力発電所の事故に伴います損害賠償の件でございますけれども、今回の発電所の事故によります損害につきましては、暫定基準値を超えた農作物、あるいは出荷制限の指示の対象となつた農作物に限りませんが、一般論をいたしまして、事故との相当因果関係が認められるものにつきましては原子力損害の賠償に関する法律がございますので、それに基づきまして適切な補償が行われることになると思えます。この補償につきましては、原子力損害賠償法に

よりまして、一義的には原子力事業者でございます。東京電力がその損害賠償の責を負うことになりましても、私も政府といたしまして、東京電力がその責任を全うできるように連携、協力いたしまして、被害者の方々が適切に補償を受けられるように万全を期してまいりたいというふうな考えでございます。

○紙智子君 今後の食料増産という問題で、これは予算委員会でも話題になりましたし、今日も議論になつていまして、やっぱり被災地を復興させるということでも、もちろんこれ自身非常に大事なことですけれども、津波を受けた農地あるいは放射能の汚染ということではすぐに使えない状態、特に放射能汚染の場合は一定の時間が掛かるということを見ますと、すぐに作付けに行き着かないというところもあるわけで、土の入替えなどという話もありましたけれども、そういうことを復旧させるということと併せて、被災地以外の生産地、ここでやつぱり増産を計画的に進めるということも今からやつぱり検討して打ち出していけないと間に合わないんじゃないかというふうな思えますけれども、この点についてどのように検討されているか、お願いします。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今回の原発事故によりまして、また今回の震災によりまして相当食料の、水産も含めてでございますけれども、生産の減少というふうなものがこれは考えなければならぬことであるとして、じゃ、それに対してどう対処するかというふうなことも非常に重要なテーマでございます。そういう意味で、これからの需給関係というふうな中でどうやって食料を増産していくかと。それが果たしてなし得ることなのかどうかというふうなことも踏まえながら、国民生活に対する食料の安定供給というふうなものに対してしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

○紙智子君 これからの作付けということでは既にもう手掛けているかなきゃいけないということも現場から上がっていますので、是非そこをよろ

しくお願いしたいと思います。

それから、必要な食料を被災地に届けるために必要なガソリン、軽油などの手当てが必要だというので、これがやっぱりなかなか現地に届かないという中で、これも議論があつたところですけれども、優先的にやっぱりそれを手だてしてほしいということ出ていますけれども、これについてはどのように手を打たれているでしょうか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今回の被災地の皆様方に対して、食料、水あるいはその他の物資を供給するということにおいては燃料が不可欠であります。そういう意味では、今の現状というものを踏まえたときに、被災地の皆様方に対して血液を投入しなきゃならない、その血液こそがまさに燃料だと、こんなふうに私は主張しておるところでございます。

そういう意味で、今日まで農林水産省といたしましても経済産業省に交渉し、またいろんな意味で篠原副大臣から経済産業省の池田副大臣に対しましても支援助物資の運搬に必要な燃料の優先配分などを要請する、あるいはまた筒井副大臣の方から経産省の政務三役に対してその他の燃料、軽油あるいはまたA重油あるいはまた灯油等々、そういうふうなものに対してどんなことをしても一刻も早く輸送しなければならぬ、このようなことから、輸送手段の確保と同時に燃料の確保に対して全力を挙げて取り組んできたところでございます。

これからの輸送手段の確保と燃料の確保については引き続き農林水産省としても懸命に食料供給、水の供給と一体となつて取り組んでいきたいと思つております。

○紙智子君 これも先ほども出ていた話ではあるんですけども、米の供給を増やすために民間にずっと要請して出してもらつてゐるというのはあるんですけども、国が保有する備蓄米も積極的に使つたらいじやないかというのがさつき出ていて、取りあはず民間でもつて今やつていて、まだ国の備蓄まで必要ないという話がさつきあつ

たんですけども、ただ、現場では不足して届いていないわけなので、そういう意味ではやっぱりスピーディーに、届いていないところに届けるということでは、全部民間が出し終わつてからじゃなくて、やっぱり国の方も敏速に対応することが必要じゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○副大臣(筒井信隆君) 特に被災地では当初はおにぎりとかパンとか弁当とか、調理が必要ない食品の要請が強かつたわけで、それを中心をやつてまいりましたが、ライフラインが復活したというか炊飯が可能な状況になつて、精米についての要請も出始めているわけございまして、それに関して今現在は民間在庫が約二百万トン以上あるという状況でございますので、それらで対処が可能というふうに出て、そこから今取組をし始めております。

首都圏においても米が店からなくなつたということがございましたが、あれに關しても、米の卸大手十社にその供給を要請をした。その場合も、一番の問題は米自体がなかつたというよりも運ぶ燃料がなかつたという点でございまして、この点は今大臣が答弁されたような努力をすることに、よつて首都圏についてもほぼ供給がそろい始めたという状況だということに考えております。

しかし、まさに災害等々の場合のために政府の備蓄米が百万トンを基準としてあるわけでございますから、いつでもこれを放出する、こういう準備はしてあるところでございます。

○紙智子君 あと、畜産・酪農関係でいいますと、今度の災害で、家畜への給水とか搾乳ですね、これは毎日やらないといけないわけですが、畜舎や施設などにも自家発電の燃料が必要で、飼料やそれから家畜輸送車ですね、これも走らせないでいけません。それから集乳車も走らせないでいけません。結局、生きてゐるものだから毎日餌を与えなきゃいけないし、毎日やっぱり搾乳しないといけない。搾乳して放射能汚染のところは捨て

なきゃいけないという悲しい実態なわけですが、どこに必要不可欠ということでありまして、ここもやっぱり優先して届けなきゃいけないと思うんですけども、この辺についてはどうなっているでしょうか。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先生御指摘のとおりだと思います。これまで大臣、副大臣の答弁にありましたように、これに關しても優先的に配送してほしいということで経産省の方に要請をいたしております。現在、東北地方への飼料運搬ですけれども、関係省庁の協力もあつて燃料の供給状況が改善され、三月二十三日までに約二万三千三百トンが供給をされているという状況であります。

引き続きこういったことをしつつ、状況を把握をしながら取組を進めてまいりたいと考えています。

○委員長(主濱了君) 時間が来ておりますので、おまとめください。

○紙智子君 じゃ、最後、一つだけなんですけれども、計画停電ということなんです。

それで、命のところが優先されるんですけども、食品産業とか乳業メーカーとか飼料工場とか、ストップしてしまつて供給することに事欠いてしまつてということで、この問題についてもそこを何とか配慮していただきたいという声も出ております。この点について最後に一言お聞きして、終わりたいと思います。

○副大臣(筒井信隆君) おつしやるとおり、食べ物ほう絶対欠かすことができない絶対的必需品ですから、これに關連する業務ができないような停電は困るということで申入れはしてきています。ところでございしますが、これもまあある意味で理解できるんですが、一部だけ、そういう産業を除いて計画停電をするわけにいかないというふうな回答でございます。

しかしそこで、計画的な操業ができるようになるべく早く、前日とか何かではなくてもつと早く、ちゃんと、停電地域や停電の時間をきちんと

連絡してほしいという要請はしております。それには徐々にこたえてもらつてゐる、前よりもつと、停電の箇所、時間、この連絡が早く来るようになってゐる、こういう状況だろうというふうに思つてゐます。そういう方向で対処をしていきたいなというふうな考えでございます。

○委員長(主濱了君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(主濱了君) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。鹿野農林水産大臣。

○国務大臣(鹿野道彦君) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

家畜防疫は、畜産の振興及び畜産物の安定供給を図る上で重要な役割を担つておりますが、近年、アジア諸国において口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが統発している中で、家畜防疫の重要性は著しく高まつています。

こうした中で、昨年四月に宮崎県で発生が確認された口蹄疫は、二十九万頭に及ぶ牛、豚の殺処分を行うなど、地域の経済社会に大きな影響を与えました。

この口蹄疫対策を検証するために設置された第三者から成る口蹄疫対策検証委員会は昨年十一月に報告書を取りまとめましたが、この報告書の内容や昨年十一月以来の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえて、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制を強化するため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国と都道府県等との役割分担について、防疫方針の策定及び改定は国が責任を持つて行い、それに基づく具体的措置は都道府県が中心となつて行うこと、都道府県の具体的措置の実施

に關して國が援助を行うことを明確化することとしております。

第二に、國の定める防疫指針について、最新の科学的知見や國際的動向を踏まえて、少なくとも三年ごとに再検討を加えることとしております。

第三に、我が國へのウイルスの侵入防止措置について、空港や港において、海外からの入国者に対し、質問を行ったり、その携帯品の検査、消毒を行うことができるようにするとともに、航空会社、空港等に対して協力を求めることができることとしております。

第四に、畜産農家におけるウイルス侵入防止措置について、家畜の所有者に対し飼養衛生管理の状況等についての定期的な報告を義務付けるとともに、畜舎等への消毒設備の設置や、人や車両の出入りに際しての消毒を義務付けることとしております。

第五に、発生時に備えた準備について、家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準の中に埋却地の確保についても規定するとともに、都道府県知事は、家畜の焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、埋却地の確保に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしております。

第六に、患畜の早期の発見、通報について、國が定める一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師又は所有者に対し、都道府県知事への通報を義務付けることとしております。

第七に、國の財政支援について、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等の所有者に対しては特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額の交付を行うこととともに、家畜伝染病の発生又は蔓延を防止するために必要な措置を講じなかつた者に対しては手当金の全部又は一部を交付せず、又は返還させることとしております。

第八に、口蹄疫の急速かつ広範囲の蔓延を防止するためにやむを得ないときは、患畜及び疑似患

畜以外の家畜の殺処分を行えるものとし、その場合、國は補償しなければならないものとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(主濱了君) この際、衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員佐々木隆博君から説明を聴取いたします。衆議院議員佐々木隆博君。

○衆議院議員(佐々木隆博君) 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正について、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、家畜の所有者が行う埋却等が的確かつ迅速に実施されるようにするため、都道府県知事は、補完的に提供する土地の準備を行うよう努めなければならないこととしております。

第二に、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、法律の施行期日を「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めることとしております。ただし、新たに義務を課す規定で罰則を伴うもの及びこれに関連する規定については「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」から、これらの規定以外の規定で政省令の制定又は改正を伴わないものについては「公布の日」から、それぞれ施行することとしております。

その他施行期日の修正に伴い、所要の規定の整理を行うこととしております。

以上であります。

○委員長(主濱了君) 以上で本案の趣旨説明及び衆議院における修正部分についての説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の四」を「第十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、
第四章 輸出
第六章 罰則

入検疫(第三十六条―第四十六条) 第四章 輸出入検疫等(第三十六条―第四十六条の四)
第四十七条―第六十二条の五) 第五章 病原体の所持に関する措置(第四十六条の五―第四十
第六十三条―第六十六条) 第六章 罰則(第四十七条―第六十二条の六)
第七節 罰則(第六十三条―第六十九条)

六条の二十二) に改める。
○「第五章」を「第六章」に、「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に、「第六章」を「第七章」に改め、
罰則(第六十三条―第六十九条)に改める。

第二章 罰則(第六十三条―第六十九条)に改める。
第二章 第一項の表二十六の項中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表二十五の項を同表二十七の項とし、同表二十四の項中「ニューカッスル病の下」に「病原性が高いもの」として農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。を加え、同項を同表二十六の項とし、同表二十三の項を同表二十四の項とし、同項の次に次のように加える。

二十五 低病原性鳥インフルエンザ 鶏、あひる、うずら
第二章 第一項の表二十二の項を二十三の項とし、十九の項から二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、十八の項の次に次のように加える。

十九 小反芻獣疫 めん羊、山羊
第二章 第二項中「鼻疽又はアフリカ豚コレラ」を「豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフル
エンザ又は低病原性鳥インフルエンザ」に改める。
第三章 第三十條を「第六十條の二」に改める。
第三章 第三十條の二の見出しを「(特定家畜伝染病防疫指針等)」に改め、同条第一項中「検査、消毒」を「家畜
が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するために必要な検査、当該家畜伝染病の発生を予防し、
又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び」に改め、同条第三項中「聴かなければ」を「聴く」と
もに、都道府県知事の意見を求めなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「都道府県

知事の下に「家畜防疫員」を、「特定家畜伝染病防疫指針」の下に「及び特定家畜伝染病緊急防疫指針」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関し、協力を求めることができる。

第三条の二第二項を同条第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4 農林水産大臣は、次項に規定するもののほか、都道府県知事及び市町村長に対し、前項の措置の実施に関し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

5 農林水産大臣は、二以上の都道府県の区域にわたり第一項の農林水産省令で定める家畜伝染病がまん延し、又はまん延するおそれがあるときは、都道府県知事に対し、第三項の措置の実施に関し、都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うものとする。

6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第三条の二第二項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、前項に規定するもののほか、同項の農林水産省令で定める家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、家畜の種類並びに地域及び期間を指定し、当該家畜伝染病について、その発生の状況に応じて必要となる措置を緊急に実施するための指針（次項において「特定家畜伝染病緊急防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

第五条第一項中「第四項」を「以下この条」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「報告」の下に「又は第十三条の二第五項の規定による判定の結果」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、農林水産省令の定めるところにより、家畜以外の動物が第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疫病にかかり、又はかかる疑いがあることが発見された場合において、当該伝染性疫病が当該動物から家畜に伝染するおそれがあると認めるときは、当該都道府県の職員に当該動物についての当該伝染性疫病の発生の状況等を把握するための検査を行わせることができる。

第八条の次に次の一条を加える。

（消毒設備の設置等の義務）

第八条の二 政令で定める家畜の所有者は、農林水産省令の定めるところにより、畜舎その他の農林水産省令で定める施設及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）の出入口付近に、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。

2 前項の設備が設置されている同項の施設に入る者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、自らその身体を消毒するとともに、当該施設に持ち込む物品であつて農林水産省令で定めるものを消毒しなければならない。

3 第一項の設備が設置されている同項の施設の敷地に車両を入れる者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

第十条を次のように改める。

（伝染性疫病の病原体により汚染された場所の消毒等）

第十条 都道府県知事は、家畜以外の動物が第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疫病にかかっていることが発見された場合において、当該伝染性疫病が当該動物から家畜に伝染するおそれが高いと認めるときは、家畜伝染病の発生を予防するため必要な限度において、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所その他当該

伝染性疫病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所又は物品を当該都道府県の職員に消毒させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による消毒をする場所の付近を通行する者に対し、家畜伝染病の発生を予防するため必要な限度において、その身体又はその場所の付近を通過させる車両の消毒を受けるよう求めることができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、家畜以外の動物が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにかかっていることが発見された場合において、当該伝染性疫病の病原体による家畜伝染病の発生を予防するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、七十二時間を超えない範囲内において期間を定め、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所（これに隣接して当該伝染性疫病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

第十二条の三第一項中「について」の下に、「その飼養規模の区分に応じ」を、「に係る衛生管理」の下に「（第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「聴かなければ」を「聴くとともに」、都道府県知事の意見を求めなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、少なくとも五年ごとに飼養衛生管理基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。

第十二条の四第一項中「都道府県知事は」の下に「前条の指導又は助言をした場合において」を、「所有者が」の下に「なお」を加え、第二章中同条を第十二条の六とし、第十二条の三の次に次の二条を加える。

（定期の報告）

第十二条の四 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る事項を当該家畜の所在地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

（指導及び助言）

第十二条の五 都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

第二章に次の一条を加える。

（家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表）

第十二条の七 農林水産大臣は、毎年、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況、前二条の規定により都道府県知事がとつた措置の実施状況及び家畜防疫員の確保の状況について都道府県ごとに整理し、これらをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第十三条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務）

第十三条の二 家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師（獣医師による診断又は検案を受けていない家畜又はその死体については、その所有者）は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地

を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出には、前条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

3 第一項の規定は、家畜が患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合、家畜が同項の症状を呈していることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を報告しなければならない。この場合において、当該届出に係る症状を呈している家畜が農林水産省令で定める要件に該当するときは、農林水産大臣の指定する検体を家畜防疫員に採取させ、その報告の際に、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定し、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その結果を当該報告をした都道府県知事に通知しなければならない。

6 農林水産大臣は、第四項後段の場合を除き、前項の規定による判定をするため必要があるときは、第四項の規定による報告をした都道府県知事に対し、家畜防疫員に採取させた同項の農林水産大臣の指定する検体の提出を求めることができる。

7 都道府県知事は、第五項の規定による判定の結果の通知があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その結果を当該通知に係る家畜又はその死体の所有者(当該家畜又はその死体の所有者以外の者が第一項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出した者及び当該家畜又はその死体の所有者)に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、第五項の規定により当該家

畜が患畜又は疑似患畜である旨の通知があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を公示するとともに当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報しなければならない。

第十五条及び第十六条第一項各号中「又はアフリカ豚コレラ」を、「豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ」に改める。

第十七条の見出しを「患畜等の殺処分」に改め、同条第一項各号中「豚コレラ」を「小反芻獣疫」に改め、「高病原性鳥インフルエンザ」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(患畜等以外の家畜の殺処分)

第十七条の二 農林水産大臣は、口蹄疫がまん延し、又はまん延するおそれがある場合において、この章(この条の規定に係る部分を除く)の規定により講じられる措置のみによつてはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、口蹄疫の患畜及び疑似患畜(以下この項において「患畜等」という。)以外の家畜であつてもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある地域を指定地域として、また、当該指定地域において殺す必要がある家畜(患畜等を除く)を指定家畜として、それぞれ指定することができる。

2 前項の指定地域(以下この条において「指定地域」という。)及び同項の指定家畜(以下「指定家畜」という。)の指定は、口蹄疫の急速かつ広範囲なまん延を防止するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

3 農林水産大臣は、指定地域及び指定家畜の指定をしようとするときは、当該指定地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

4 農林水産大臣は、指定地域及び指定家畜の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

ない。

5 指定地域及び指定家畜の指定があつたときは、当該指定地域を管轄する都道府県知事は、当該指定地域内において指定家畜を所有する者に対し、期限を定めて、当該指定家畜を殺すべき旨を命ずるものとする。

6 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は指定家畜の所有者若しくはその所在が知れないため同項の規定による命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、同項の都道府県知事は、家畜防疫員に当該指定家畜を殺させることができる。

7 農林水産大臣は、指定地域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定地域の全部又は一部についてその指定を解除するものとする。

8 前項の規定による解除には、第三項及び第四項の規定を準用する。

第十八条中「又は疑似患畜」を、「疑似患畜又は指定家畜」に、「前二条」を「前三条」に改める。

第十九条中「第十七条」を「第十七条第一項若しくは第十七条の二第五項」に改める。

第二十一条第一項中「掲げる患畜又は疑似患畜」を「掲げる家畜」に改め、同項第一号中「アフリカ馬疫」の下に、「小反芻獣疫」を、「高病原性鳥インフルエンザ」の下に、「低病原性鳥インフルエンザ」を加え、同項に次の一号を加える。

三 指定家畜の死体

第二十一条第四項中「患畜又は疑似患畜」を「家畜」に改め、同条に次の二項を加える。

6 都道府県知事は、第一項の規定による焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、当該都道府県の区域内における当該焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置に関する情報の提供、助言、指導(補完的に提供する土地の準備)その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 都道府県知事は、前項の必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求めることができる。

第二十五条第一項本文中「施設」の下に「(以下「要消毒畜舎等」という。))」を加え、同条第二項中「前項の畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設」を「要消毒畜舎等」に、「同項ただし書」を「前項ただし書」に、「当該施設」を「当該要消毒畜舎等」に改め、同条第三項中「第一項の施設(同項ただし書)」を「要消毒畜舎等(第一項ただし書)」に改め、同条に次の三項を加える。

4 要消毒畜舎等の所有者は、第一項の規定による消毒が終了するまでの間、農林水産省令の定めるところにより、当該要消毒畜舎等及びその敷地(農林水産省令で定める敷地を除く)の出入口付近に、家畜伝染病のまん延を防止するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。

5 家畜防疫員は、第三項の規定により自ら要消毒畜舎等を消毒する場合には、当該消毒が終了するまでの間、前項の農林水産省令の定めるところにより、自ら同項の設備を設置しなければならない。

6 第四項の設備が設置されている要消毒畜舎等の敷地から車両を出す者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

第二十六条第一項中「前条第一項本文の施設」を「要消毒畜舎等」に、「第三項において同じ」を「以下「要消毒畜舎等」という」に、「当該施設」を「要消毒畜舎等」に改め、同条第二項中「命令に係る施設」を「規定による命令に係る要消毒畜舎等」に改め、同条第三項中「第一項の畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設」を「要消毒畜舎等」に、「同項の」を「第一項の規定による」に、「当該施設」を「当該要消毒畜舎等」に改め、同条に次の三項を加える。

4 要消毒畜舎等の所有者は、第一項の規定によ

いる場所ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める表示をしなければならない。

は飛行場の管理者（次項において「船舶の所有者等」という。）に対し、第四十六条の二の質問に関する書類の配布、検疫の手続に関する情報の

十八條の二第二項(第八條の二、)に、「及び第二十五條第一項を」、第二十五條第一項、第四項及び第六項、第二十六條第四項及び第六項、第二十八

一 第四十六條の六第三項(第四十六條の八第一四項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反した者

二 第四十六条の十一第二項又は第四十六条の十九第一項の規定に違反した者

三 第四十六条の十一第四項、第四十六条の十六第二項(第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する場合を含む)又は第四十六条の十七第二項(第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む)の規定による命令に違反した者

第六十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十二条の四第一項の規定に違反した者

二 第四十六条の十二第一項又は第四十六条の十三第二項の規定に違反した者

三 第四十六条の十二第三項の規定による命令に違反した者

第六十九條 第四十六条の八第三項又は第四十六条の十二第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第六章を第七章とする。

第四十七條中「第六條」を「対し、第六條第一項」に改め、「第十七條」の下に「第十七條の二第五項若しくは第六項」を加え、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項、第二十八條の二第一項」に、「第三十一條」を「第三十一條第一項」に、「又は第三十四條」を「若しくは第三十四條」に、「実施すべき」を「実施し、又は家畜防疫員に第十六條第三項の規定による措置を実施させるべき」に改める。

第五十一條第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、前章の規定を施行するため必要があるときは、その職員に、許可所持者等又は届出伝染病等病原体を所持する者の事務所又は事業所に立ち入つてその者の帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、監視伝染病病原体若しくはこれにより汚染し、若し

くは汚染したおそれがある物を集取させることができる。

3 農林水産省の職員(家畜防疫官を除く)は、前項の規定による立入検査、質問又は集取をするときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

第五十二條 次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、前章の規定を施行するため必要があるときは、農林水産省令で定める手続に従い、許可所持者等又は届出伝染病等病原体を所持する者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

第五十二條の二中「第十七條第一項」の下に、「第十七條の二第五項」を加え、「これらの規定による命令」を「第十七條第一項又は第二十六條第一項の規定による命令」に改め、同条を第五十二條の三とし、第五十二條の次に次の二項を加える。

(伝染性疾病の発生状況等に関する情報の収集及び公表)

第五十二條の二 農林水産大臣は、家畜の伝染性疾病的な外国における発生状況、動向及び原因に関する情報を収集するものとする。

2 農林水産大臣は、この法律の規定により得られた情報その他その収集した家畜の伝染性疾病的な情報について整理及び分析を行い、家畜の伝染性疾病的な発生状況、動向及び原因に関する情報並びに当該家畜の伝染性疾病的な発生の予防及びまん延の防止のために必要な情報をインターネットの利用その他の適切な方法により積極的に公表するものとする。

第五十三條 次の二項を加える。

4 都道府県知事は、獣医師を当該都道府県の職員として採用することにより、この法律に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない。

第五十六條第一項中「この法律又は」を「この法律(前章を除く。以下この項において同じ。)又は」

に、「基づく」を「基づく」に改める。

第五十八條第一項ただし書中「この限りでない」を「農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする」に改め、同項第一号中「とする」の下に「。次項第一号において同じ」を加え、同項第五号中「除く」の下に「。次項第三号において同じ」を加え、同条第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国は、次に掲げる家畜又は物品の所有者に対し、前項の手当金のほか、それぞれ当該各号に定める額を特別手当金として交付する。ただし、第十六條第一項第一号に規定する家畜伝染病的な発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した特別手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

一 第十六條の規定により殺された患者にあつては、患者となる前における当該家畜の評価額の三分の二

二 第十六條の規定により殺された疑似患者にあつては、疑似患者となる前における当該家畜の評価額の五分の一

三 第十六條第一項第一号に規定する家畜伝染病的な病原体により汚染し、又は汚染したおそれがあるため第二十三條の規定により焼却し、又は埋却した物品にあつては、焼却又は埋却前における当該物品の評価額の五分の一

埋却前における当該物品の評価額の五分の一

第五十九條中「家畜」を「患者若しくは疑似患者」に改める。

第六十條第一項第二号中「第五十八條第四項」を「第五十八條第五項」に改め、同項第八号中「二分の一」の下に「(指定家畜の焼却又は埋却に要するものについては、その全額)」を加え、同項第九号とし、同項第七号の次に次の二項を加える。

八 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用(第六号の薬品の購入費並びに前号の衛生資材の購入費及び賃借料を除く)の二分の一

第六十條第二項中「都道府県が、特定家畜等」を「都道府県知事が」に、「又は移出の禁止又は制限がされることにより畜産経営に重大な影響が及ぶ」を「若しくは移出の禁止若しくは制限、第三十三條の規定による催物の開催若しくは事業の停止若しくは制限又は第三十四條の規定による放牧、種付、と殺若しくはふ卵の停止若しくは制限をした場合において、当該都道府県が」に、「として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ」を「(以下この項において「家畜等」という)に、「当該禁止」を「当該禁止、停止」に、「特定家畜等」を「家畜等」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(指定家畜に係る補償金等)

第六十條の二 国は、その所有する指定家畜を第十七條の二第五項の規定による命令に従つて殺し、又は同条第六項の規定により殺されたために損失を受けた者に対し、その生産に要する費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補償しなければならない。

(初期段階の措置に係る財政上の措置)

第六十条の三 政府は、患者又は疑似患者が発見された場合において家畜伝染病の発生後の初期の段階からそのまん延の防止のための措置が的確かつ迅速に講じられるようにするため、予備費の計上その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六十一条中「第九条の下に」、第十二条の四第一項を、「及び第二項」の下に「(同条第一項ただし書及び第二項については、第十三条の第二項において準用する場合を含む。)、第十三条の第二項」を加え、「及び第三項、第三十条を」、「第三項及び第五項、第三十条に」、「第五十二条を」第五十二条第一項に改める。

第六十二条第一項中「から第九条まで、第十一条及び」から第九条まで及び第十一条を削る。

第六十二条の二第二項中「所有者は」の下に、「その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病的発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病的のまん延を防止することについて重要な責任を有していることを自覚し」を加える。

第六十二条の三の見出し中「厚生労働大臣」の下に「及び環境大臣」を加え、同条に次の三項を加える。

4 農林水産大臣は、第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病的が野生動物から家畜に伝染するおそれが高いためこの法律の規定による家畜の伝染性疾病的の発生を予防又はまん延の防止のための措置を講じようとする場合において、必要があると認めるときは、環境大臣に意見を求め、又は野生動物の監視その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

5 環境大臣は、前項の伝染性疾病的が野生動物から家畜に伝染するおそれが高いため家畜に当該伝染性疾病的の発生又はまん延のおそれがあると認めるときは、この法律の規定による家畜の伝染性疾病的の発生を予防又はまん延の防止のための措置の実施に関し、農林水産大臣に意見を述べることができる。

6 農林水産大臣及び環境大臣は、前二項の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとする。

第五章中第六十二条の五を第六十二条の六とする。

第六十二条の四中「第三章」の下に「(第二十一条第六項及び第七項を除く。)」を加え、同条を第六十二条の五とし、第六十二条の三の次に次の一条を加える。

(連絡及び協力)

第六十二条の四 農林水産大臣及び関係行政機関の長は、この法律の施行に当たっては、家畜の伝染性疾病的の発生を予防又はまん延の防止に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 病原体の所持に関する措置

(家畜伝染病病原体の所持の許可)

第四十六条の五 家畜伝染病病原体(家畜伝染病的の病原体であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)を所持しようとする者は、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡義務者が、農林水産省令の定めるところにより、同項に規定する滅菌譲渡をするまでの間家畜伝染病病原体を所持しようとする場合

二 この項本文の許可を受けた者(以下「許可所持者」という。)又は前号に規定する者から運搬を委託された者が、その委託に係る家畜伝染病病原体を当該運搬のために所持しようとする場合

三 許可所持者又は前二号に規定する者の従業者が、その職務上家畜伝染病病原体を所持しようとする場合

2 前項本文の許可を受けようとする者は、農林水産省令の定めるところにより、次に掲げる事項

項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 家畜伝染病病原体の種類

三 所持の目的及び方法

四 家畜伝染病病原体の保管、使用及び滅菌又は無害化をする施設(以下「取扱施設」という。)の位置、構造及び設備

(許可の基準等)

第四十六条の六 農林水産大臣は、前条第一項本文の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項本文の許可をしてはならない。

一 所持の目的が検査、治療、医薬品その他農林水産省令で定める製品の製造又は試験研究であること。

二 取扱施設の位置、構造及び設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合するものであることその他その申請に係る家畜伝染病的の発生による家畜伝染病的が発生し、又はまん延するおそれがないこと。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、前条第一項本文の許可を与えない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三 この法律、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)、検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 第四十六条の九の規定により許可を取り消

され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

五 第四十六条の九の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条の十一第二項の規定による届出をした者(当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

六 前号に規定する期間内に第四十六条の十一第二項の規定による届出があつた場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該届出に係る同項に規定する滅菌譲渡について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

七 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

八 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

3 前条第一項本文の許可には、条件を付することができ、この場合において、その条件は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(許可証)

第四十六条の七 農林水産大臣は、第四十六条の五第一項本文の許可をしたときは、その許可に係る家畜伝染病病原体の種類その他農林水産省令で定める事項を記載した許可証を交付しなければならない。

2 許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は、農林水産省令で定める。

(許可事項の変更)

第四十六条の八 許可所持者は、第四十六条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 許可所持者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 許可所持者は、第四十六条の五第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、農林水産省令の定めるところにより、その変更の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 第一項本文の許可には、第四十六条の六の規定を準用する。

(許可の取消し等)

第四十六条の九 農林水産大臣は、許可所持者が

次の各号のいずれかに該当する場合は、第四十六条の五第一項本文の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその許可の効力を停止することができる。

一 取扱施設の位置、構造又は設備が第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合しなくなつたとき。

二 第四十六条の六第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第四十六条の六第三項(前条第四項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

(家畜伝染病病原体の譲渡し及び譲受けの制限)

第四十六条の十 家畜伝染病病原体は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を、他の許可所持者(当該家畜伝染病病原体に係る第四十六条の五第一項本文の許可を受けた者に限る。以下この号において同じ。)に譲り渡し、又は他の許可所持者若しくは次条第二項に規定する滅菌譲渡義務者から譲り受ける場合

二 次条第二項に規定する滅菌譲渡義務者が家畜伝染病病原体を、農林水産省令の定めるところにより、許可所持者(当該家畜伝染病病原体に係る第四十六条の五第一項本文の許可を受けた者に限る。)に譲り渡す場合

(滅菌等)

第四十六条の十一 次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その所持する家畜伝染病病原体の滅菌若しくは無害化以下「滅菌等」というをし、又はその譲渡しをしなければならない。

一 許可所持者 その許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなつた場合又は第四十六条の五第一項本文の許可を

取り消され、若しくはその許可の効力を停止された場合

二 家畜の伝染性疾患の病原体の検査を行つている機関(前号に掲げる者を除く。)その業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合

2 前項の規定により家畜伝染病病原体の滅菌等又は譲渡し(以下「滅菌譲渡」という。)をしなければならない者(以下「滅菌譲渡義務者」という。が、当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡をしようとするときは、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病病原体の種類、滅菌譲渡の方法その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 許可所持者が、その許可に係る家畜伝染病病原体を所持することを要しなくなつた場合において、前項の規定による届出をしたときは、第四十六条の五第一項本文の許可は、その効力を失う。

4 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、滅菌譲渡義務者に対し、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡の方法の変更その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(家畜伝染病発生予防規程の作成等)

第四十六条の十二 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、農林水産省令の定めるところにより、当該家畜伝染病病原体の所持を開始する前に、家畜伝染病発生予防規程を作成し、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 許可所持者は、家畜伝染病発生予防規程を変更したときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、家畜伝染病病原体による家

畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、許可所持者に対し、家畜伝染病発生予防規程を変更すべき旨を命ずることができる。

(病原体取扱主任者の選任等)

第四十六条の十三 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防及びまん延の防止について監督を行わせるため、当該家畜伝染病病原体の取扱の知識経験に関する要件として農林水産省令で定めるものを備える者のうちから、病原体取扱主任者を選任しなければならない。

2 許可所持者は、病原体取扱主任者を選任したときは、農林水産省令の定めるところにより、その選任の日から三十日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 病原体取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

4 取扱施設に立ち入る者は、病原体取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは家畜伝染病発生予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

5 許可所持者は、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防及びまん延の防止に関し、病原体取扱主任者の意見を尊重しなければならない。

6 農林水産大臣は、病原体取扱主任者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、許可所持者に対し、当該病原体取扱主任者を解任すべき旨を命ずることができる。

(教育訓練)

第四十六条の十四 許可所持者は、取扱施設に立ち入る者に対し、農林水産省令の定めるところにより、家畜伝染病発生予防規程の周知を図るほか、その許可に係る家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない。

(記載義務)

第四十六条の十五 許可所持者は、農林水産省令の定めるところにより、帳簿を備え、その所持する家畜伝染病病原体の保管、使用及び滅菌等に関する事項その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に關し必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、農林水産省令の定めるところにより、保存しなければならない。

(施設の基準等)

第四十六条の十六 許可所持者は、取扱施設の位置、構造及び設備を第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 農林水産大臣は、取扱施設の位置、構造又は設備が前項の技術上の基準に適合していないときは、許可所持者に対し、当該施設の修理又は改造その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(保管等の基準等)

第四十六条の十七 許可所持者及び滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下「許可所持者等」という。)は、その所持する家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬(船舶又は航空機による運搬を除く。以下同じ。)又は滅菌等をする場合においては、農林水産省令で定める技術上の基準に従つて当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 農林水産大臣は、許可所持者等が講ずる家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬又は滅菌等に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないときは、その者に対し、その保管、使用、運搬又は滅菌等の方法の変更その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(災害時の応急措置)

第四十六条の十八 許可所持者等は、その所持する家畜伝染病病原体に關し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、若しくはまん延した場合又は当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合においては、直ちに、農林水産省令の定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 許可所持者等は、前項に規定する場合においては、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の場合において、当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があるときは、許可所持者等に対し、当該家畜伝染病病原体の保管場所の変更、当該家畜伝染病病原体の滅菌等その他当該家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防又はまん延の防止のために必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(届出伝染病等病原体の所持の届出)

第四十六条の十九 届出伝染病等病原体(家畜伝染病病原体以外の家畜伝染病の病原体及び届出伝染病の病原体であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)を所持する者は、農林水産省令の定めるところにより、その所持の開始の日から七日以内に、当該届出伝染病等病原体の種類その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 家畜の伝染性疾患の病原体の検査を行つてある機関が、その業務に伴ひ届出伝染病等病原体を所持することとなつた場合において、農林水産省令の定めるところにより、滅菌譲渡をするまでの間当該届出伝染病等病原体を所持するとき。

二 届出伝染病等病原体を所持する者から運搬又は滅菌等を委託された者が、その委託に係る届出伝染病等病原体を当該運搬又は滅菌等のために所持する場合

三 届出伝染病等病原体を所持する者の従業者が、その職務上届出伝染病等病原体を所持する場合

2 前項本文の規定による届出をした者(次条第一項において「届出所持者」という。)は、その届出に係る事項を変更したときは、農林水産省令の定めるところにより、その変更の日から七日以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。その届出に係る届出伝染病等病原体を所持しないこととなつたときも、同様とする。

(準用)

第四十六条の二十 届出所持者には、第四十六条の十五及び第四十六条の十六の規定を準用する。この場合において、第四十六条の十五第一項及び第四十六条の十六第二項中「家畜伝染病病原体」とあるのは「届出伝染病等病原体」と、「家畜伝染病」とあるのは「家畜の伝染性疾患」と、同条中「取扱施設」とあるのは「届出伝染病等病原体の保管、使用及び滅菌等をする施設」と、同条第一項中「第四十六条の六第一項第二号」とあるのは「農林水産省令で定める」と読み替へるものとする。

2 届出伝染病等病原体を所持する者(前条第一項第三号の従業者を除く。以下同じ。)には、第四十六条の十七及び第四十六条の十八の規定を準用する。この場合において、第四十六条の十七並びに第四十六条の十八第一項及び第三項中「家畜伝染病病原体」とあるのは「届出伝染病等病原体」と、「による家畜伝染病」とあるのは「による家畜の伝染性疾患」と読み替へるものとする。

(事業所管大臣等に対する要請)

第四十六条の二十一 農林水産大臣は、家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体(以下「監視伝

染病病原体」という。)による家畜の伝染性疾患の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該監視伝染病病原体を取り扱う事業者の事業を所管する大臣に対し、当該事業者による監視伝染病病原体の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 農林水産大臣は、監視伝染病病原体による家畜の伝染性疾患の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、家畜の伝染性疾患に関する試験研究又は検査を行つてい機関の職員を派遣その他必要な協力を要請することができる。

(適用除外)

第四十六条の二十二 第四十六条の五から前条までの規定は、次に掲げる病原体については、適用しない。

一 業事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条第一項(同法第八十三条第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。)の規定による承認を受けた医薬品に含有される病原体その他これに準ずる病原体であつて家畜の伝染性疾患を発生させるおそれがあるものとして農林水産省令で定めるもの

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二十項に規定する一種病原体等、同条第二十一項に規定する二種病原体等、同条第二十二項に規定する三種病原体等又は同条第二十三項に規定する四種病原体等(それによる家畜伝染病のまん延により家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある病原体として農林水産省令で定めるものを除く。)に該当する病原体

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、**附則第十條第四項及び第二十條の規定は、公布の日から施行する。**

（次各号に掲げる）
（当該各号に定める日）

一 目次の改正規定（第十條の四を「第十二條の七」に、「第三十五條」を「第三十五條の二」に改める部分及び「第六十二條の五」を「第六十二條の六」に改める部分に限る。）、第二條の二の改正規定、第二章に一條を加える改正規定、第二十一條に二項を加える改正規定、第三章に一條を加える改正規定、第五十二條の二を第五十二條の三とし、第五十二條の次に一條を加える改正規定、第五十三條の改正規定、第六十條の次に二條を加える改正規定（第六十條の二に係る部分に限る。）、第六十二條の二の改正規定、第六十二條の三の改正規定、第五章中第六十二條の五を第六十二條の六とする改正規定、第六十二條の四の改正規定及び同條を第六十二條の五とし、第六十二條の三の次に、一條を加える改正規定並びに附則第九條第四項、第十一條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の項の改正規定に限る。）及び第二十條の規定公布の日

二 目次の改正規定（第十二條の四を「第十二條の七」に、「第三十五條」を「第三十五條の二」に改める部分及び「第六十二條の五」を「第六十二條の六」に改める部分を除く。）、第五條第四項の改正規定、第八條の次に一條を加える改正規定、第十二條の三の改正規定、第十三條の四の改正規定、第二章中同條を第十二條の六とし、第十三條の三の次に、一條を加える改正規定、第十三條の次に一條を加える改正規定、第二十五條の改正規定、第二十六條の改正規定、第二十八條の改正規定、第四章の章名の改正規定、同章中第四十六條の次に二條を加える改正規定、第六十三條に一号を加える改正規定、第六十四條の改正規定、第六十六條の改正規定、同條を第六十七條とする改正規定、第六十五條の改正規定（第二十八條の二、項に係る部分を除く。）、第六十五條を第六十六條とし、第六十四條の次に一條を加える改正規定、本則に二條を加える改正規定、第六章を第七章とする改正規定、第五十一條の改正規定、第五十二條の改正規定、第五十六條の改正規定、第六十一條の改正規定及び第九章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定並びに次条から附則第四條まで、附則第六條から第八條まで及び附則第十九條の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十八條の規定 この法律の公布の日又は民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日

（飼養衛生管理基準に関する経過措置）

前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）

第二條 この法律の施行前にこの法律による改正

前の家畜伝染病予防法（以下「旧法」という。）第

十二條の三の規定により定められ、又は改正

された同條第一項に規定する飼養衛生管理基

準は、この法律の施行の日（以下「施行日」とい

う。）から起算して六月を経過する日（その日ま

でこの法律による改正後の家畜伝染病予防法

（以下「新法」という。）第十二條の三の規定によ

り定められ、又は改正されたときは、その定め

られ、又は改正された日）までの間は、新法第

十二條の三の規定により定められ、又は改正さ

れた同條第一項に規定する飼養衛生管理基準と

みなす。

（定期の報告に関する経過措置）

第三條 新法第十二條の四の規定は、施行日の属

する年の翌年以後の年に係る家畜の飼養頭数

及びその飼養に係る衛生管理の状況について適

用する。

（勧告及び命令に関する経過措置）

第四條 この法律の施行前にされた旧法第十二條

の四第一項の規定による勧告及び同條第二項の

規定による命令については、なお従前の例によ

る。

（農林水産大臣の指定する症状を呈している家

畜の届出に関する経過措置）

第五條 新法第十三條の二第一項及び同條第二項

において準用する新法第十三條第一項ただし書

の規定は、この法律の施行後に家畜が新法第

十三條の二第一項の症状を呈していることを発

見した獣医師、当該家畜若しくはその死体の所

有者又は運送業者について適用する。

（患畜等の殺処分に関する経過措置）

第六條 この法律の施行前に旧法第二條第一項

の規定により都道府県知事が旧法第二條第一項

の表十九の項に掲げる豚コレラ又は同表二十三

の項に掲げる高病原性鳥インフルエンザの患畜

又は疑似患畜の所有者に対してした命令（当該

命令に係る期限が施行日以後に到来するものに

限る。）は、家畜防疫員がその者に対してした新

法第六條第一項の指示とみなす。

（家畜伝染病病原体の所持に関する経過措置）

第七條 この法律の施行の際現に新法第四十六條

の五第一項に規定する家畜伝染病病原体（新法

第四十六條の二十二各号に掲げる病原体を除

く。以下この条において「家畜伝染病病原体」と

いう。）を所持している者は、施行日から三十日

を経過するまでの間（以下この条において「猶予

期間」という。）に同項本文の許可の申請をしな

かつた場合にあつては猶予期間の経過後遅滞な

く、猶予期間に申請した当該許可を拒否された

場合にあつてはその処分後遅滞なく、当該家

畜伝染病病原体の滅菌譲渡（新法第四十六條の

十一第二項に規定する滅菌譲渡をいう。以下同

じ。）をしなければならない。

（一部施行日において）

2 この法律の施行の際現に家畜伝染病病原体を

所持している者は、次に掲げる期間は、新法第

四十六條の五第一項本文の規定にかかわらず、

同項本文の許可を受けなくて、当該家畜伝染病

病原体を所持することができる。その者の従業

者がその職務上所持する場合及びその者から運

搬又は滅菌等（新法第四十六條の十一第一項に

規定する滅菌等をいう。以下同じ。）を委託され

た者（その従業者を含む。）がその委託に係る家

畜伝染病病原体を当該運搬又は滅菌等のために

所持する場合も、同様とする。

一 猶予期間

二 猶予期間にした新法第四十六條の五第一項

本文の許可の申請についての処分があるまでの間

三 前項の規定により滅菌譲渡をするまでの間

（一部施行日において）

3 この法律の施行の際現に家畜伝染病病原体を

所持している者は、新法第四十六條の十一第二

項に規定する滅菌譲渡義務者とみなして、新法

第四十六條の十の規定を適用する。

4 新法第四十六條の十一第二項及び第四項の規

定は、この法律の施行の際現に家畜伝染病病原

体を所持している者が当該家畜伝染病病原体の

滅菌譲渡をする場合について準用する。

5 新法第四十六條の十七の規定は、第二項の規

定により家畜伝染病病原体を所持する者につい

て準用する。この場合において、同條第一項中

「家畜伝染病病原体」とあるのは、「家畜伝染

病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年

法律第 号）附則第七條第一項に規定する

家畜伝染病病原体（以下この条において「家畜伝

染病病原体」という。）の」と読み替えるものとす

る。

（一部施行日において）

6 この法律の施行の際現に家畜伝染病病原体を

所持している者は、新法第四十六條の十七第一

項に規定する許可所持者等とみなして、新法第

四十六條の十八の規定を適用する。

第八條 前条第一項の規定に違反した者は、一年

以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万

円以下の罰金に処する。

一 前条第四項において準用する新法第四十六

條の十一第二項の規定に違反した者

二 前条第四項において準用する新法第四十六

條の十一第四項及び前条第五項において準用

する新法第四十六條の十七第二項の規定によ

る命令に違反した者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務に關して、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

(届出伝染病等病原体の所持に關する経過措置)

第九條 この法律の施行の際現に新法第四十六

條の十九第一項に規定する届出伝染病等病原体新法第四十六條の二十二各号に掲げる病原体を除く。以下この項において「届出伝染病等病原体」という。を所持している者は、新法第四十六條の十九第一項本文の規定にかかわらず、同項本文の農林水産省令の定めるところにより、施行日から七日を経過するまでの間(第一号において「猶予期間」という。)に、当該届出伝染病等病原体の種類その他同項本文の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に届出伝染病等病原体を所持している者(次号から第四号までに規定する者を除く。)が、猶予期間に滅菌譲渡をするまでの間当該届出伝染病等病原体を所持する場合

二 家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行つて

いる機関が、この法律の施行前にその業務に伴い届出伝染病等病原体を所持することとなつた場合において、新法第四十六條の十九第一項第一号の農林水産省令の定めるところにより、この法律の施行後に滅菌譲渡をするまでの間当該届出伝染病等病原体を所持する

とき。

四 届出伝染病等病原体を所持する者の従業者

が、この法律の施行の際現にその職務上届出伝染病等病原体を所持している場合

2 前項の規定によりされた届出は、新法第四十六條の十九第一項本文の規定によりされた届出とみなす。

(手当金の交付等に關する経過措置)

第十條 この法律の施行前に旧法第二條第二項に規定する患者又は疑似患者となつた家畜、旧法第四條の二第三項若しくは第五項、第五條第一項、第六條第一項、第三十一條第一項又は第四十六條第二項若しくは第三項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を行つたためこの法律の施行前に死亡した動物又は死産し、若しくは流産した動物の胎児及び旧法第二十三條(同條第一項ただし書の場合を除く。第三項第三号において同じ。)の規定によりこの法律の施行前に焼却し、又は埋却した物品に係る旧法第五十八條第一項の規定による手当金の交付については、なお従前の例による。

2 新法第五十八條第二項の規定は、新法第十六條の規定によりこの法律の施行後に殺された患者及び疑似患者並びに新法第二十三條(同條第一項ただし書の場合を除く。)の規定によりこの法律の施行後に焼却し、又は埋却した物品について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる家畜又は物品は、それぞれ当該各号に定める家畜又は物品とみなして、新法第五十八條第二項の規定を適用する。

一 平成二十二年十一月以降において新法第十六條第一項第一号に規定する家畜伝染病に相當する家畜伝染病の患者となつたことによりこの法律の施行前に旧法第十六條又は第十七條の規定により殺された家畜 新法第五十八條第二項第一号に規定する患者

二 平成二十二年十一月以降において新法第十六條第二号に規定する家畜伝染病に相當する家畜伝染病の疑似患者となつたことによりこの法律の施行前に旧法第十六條又は第十七條の規定により殺された家畜 新法第五十八條第二号に規定する疑似患者

三 平成二十二年十一月以降において新法第十六條第一項第一号に規定する家畜伝染病に相當する家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがあるためこの法律の施行前に旧法第二十三條の規定により焼却し、又は埋却した物品 新法第五十八條第二項第三号に規定する物品

4 国は、前項の規定により新法第五十八條第二項の規定の適用を受けることとなる家畜又は物品の所有者に対し、この法律の施行前においても、同項の規定の例により、特別手当金を交付することができる。この場合において、同項の規定の例により交付された特別手当金は、同項の規定により交付された特別手当金とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第二十一條第一項又は第二十三條第一項の規定により焼却し、又は埋却したニューカッスル病(新法第二條第一項の表二十六の項の農林水産省令で定めるニューカッスル病に相當するもの以外のものに限る。以下この条において同じ。)の患者若しくは疑似患者の死体又は物品(ニューカッスル病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがあるものに限る。)に係る旧法第五十九條の規定による費用の負担については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に都道府県知事又は家畜防疫員が旧法を執行するために必要とした費用(ニューカッスル病のまん延を防止するために必要なものに限る。)に係る旧法第六十條第一項の規定による費用の負担については、なお従前の例による。

7 新法第六十條第二項の規定は、この法律の施行後に都道府県知事が新法第三十二條の規定による移動若しくは移出の禁止若しくは制限、新法第三十三條の規定による催物の開催若しくは事業の停止若しくは制限又は新法第三十四條の規定による放牧、種付、と殺若しくはふ卵の停止若しくは制限をした場合における当該禁止、停止又は制限に起因する家畜、その死体又は物品に係る売上げの減少又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分又は飼料費その他の費用の負担について適用する。

(罰則に關する経過措置)

第十一條 この法律の施行前にした行為及び附則第三條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の項中「第三章」の下に「第二十一條第六項及び第七項を除く。」を加え、同表口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四号)の項中「第四條から第六條まで」を「第五條第一項及び第二項」に改める。

(農業災害補償法の一部改正)

第十四條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第

百八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項第三号中「による死亡」の下に「及び家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十八條第一項第四号に係る部分に限る。」の規定による手当金、同条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十條の二第一項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を加える。

(農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の農業災害補償法第八十四条第一項第三号の規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

(口蹄疫対策特別措置法の一部改正)

第十六条 口蹄疫対策特別措置法平成二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条の見出し中「患畜又は疑似患畜を」家畜に改め、同条第一項中「ために患畜又は疑似患畜を」ために患畜、疑似患畜又は家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。)第十七條の二第一項の指定家畜(以下この項において「指定家畜」という。)に、「存する患畜又は疑似患畜を」存する患畜、疑似患畜又は指定家畜に、「家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条第三項及び第四項中「患畜又は疑似患畜を」家畜に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の指定は、都道府県知事の申請に基づきするものとする。

第五条に次の三項を加える。

6 農林水産大臣は、前項の規定にかかわらず、口蹄疫のまん延が二以上の都道府県の区域にわたる場合その他必要があると認める場

合には、関係都道府県知事の意見を聴いて、第一項の指定をすることができ。

7 農林水産大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

8 前項の規定は、第一項の指定の解除をしたときに準用する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七條中「前条第八項において準用する場合を含む。」又は前条第六項若しくは第七項を削る。

第八條第一項中「第四條第二項若しくは第四項の規定による消毒に係る措置当該措置に係る地域の指定が同条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。」、(第六條第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」及び「焼却若しくは埋却に係る」を削り、「第五條第五項において準用される第四條第六項を」同条第六項に改め、「又は第六條第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による措置(当該勧告又は措置に係る地域の指定が同条第十四項において準用される第四條第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。)」を削り、同条第二項中「第四條第二項若しくは第四項の規定による消毒に係る措置」、「焼却若しくは埋却に係る」及び「又は第六條第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による措置」を削り、同条第四項中「第五條又は第六條を」第五條第一項又は第二項に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十八條第二項を削り、同条第三項中「家畜を」患畜若しくは疑似患畜に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十八條を」第二十八條第一項に改め、同項を同条第四項とする。

第十九條中「第四條第一項から第三項まで

の規定による消毒を実施するために要する費用」、「(第六條第八項において準用する場合を含む。又は第六條第七項及び並びに同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用並びに同条第十二項の規定による焼却又は埋却を行った者に交付する費用)を削る。

第二十條を次のように改める。

第二十六條を次のように改める。

第二十八條中「第四條から第六條まで」を「第五條第一項及び第二項に改める。

附則第三條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

附則第四條の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第五條中「前二條を」前条に改める。

(口蹄疫対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 施行日 この法律の施行前に前条の規定による改正前の口蹄疫対策特別措置法(以下この条において「旧特別措置法」という。)第四條第一項の規定による地域の指定がされた場合における同項から同条第四項までの規定による消毒に係る措置及び当該指定の解除については、なお従前の例による。

2 施行日 この法律の施行前に旧特別措置法第六條第一項の規定による地域の指定がされた場合における同項の規定による勧告及び当該指定の解除については、なお従前の例による。

3 施行日 この法律の施行前にされた旧特別措置法第六條第一項の規定による勧告(施行日以後)に前項の規定によりなお従前の例によりされた勧告を含む)に係る同条第二項の規定による措置、同条第五項の規定による指示及び同条第六

項又は第七項の規定による焼却又は埋却については、なお従前の例による。

4 前項の勧告に従って家畜を殺したことに伴う旧特別措置法第六條第九項の規定による損失の補償及びこの法律の施行前に同条第二項の規定により家畜を殺され、又はこの法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により家畜を殺されたことに伴う同条第十項の規定による損失の補償については、なお従前の例による。

5 施行日 この法律の施行前にされた旧特別措置法第六條第六項の規定による焼却又は埋却(この法律の施行後に第三項の規定によりなお従前の例によりされた焼却又は埋却を含む)に係る同条第十二項の規定による費用の交付については、なお従前の例による。

6 施行日 この法律の施行前に都道府県知事又は家畜防疫員が旧特別措置法第四條第一項から第三項までの規定による消毒(この法律の施行後に第一項の規定によりなお従前の例によりされた消毒を含む)を実施するために要した費用、旧特別措置法第六條第七項又は同条第八項において準用する旧特別措置法第五條第二項の規定による焼却又は埋却(この法律の施行後に第三項の規定によりなお従前の例によりされた焼却又は埋却を含む)を実施するために要した費用並びに旧特別措置法第六條第九項の規定による損失の補償及び同条第十項の規定による損失の補償(この法律の施行後に第四項の規定によりなお従前の例によりされた損失の補償を含む)を実施するために要した費用並びに同条第十二項の規定による焼却又は埋却を行った者に交付した費用(この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により交付された費用を含む)に係る旧特別措置法第十九條の規定

による費用の負担については、なお従前の例による。

(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十八条^七 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「(限る。)」の下に「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六号)附則第十七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第十五条の規定による改正前の」を加え、「補てん金」を「補填金」に改める。

(民法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十八条 民法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「の施行」を「附則第一、条第二号に掲げる規定の施行」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)
第十九条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「輸出入動物その他の物に対する」を削り、「輸出入検査及びこれに基づく処置」を「輸出入動物その他の物に対する輸出入検査その他の措置」に改める。

(政令への委任)
第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。